

2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
当初予算額	2,932,155	2,479,335	2,380,000	2,500,000	3,050,000	
決算額	2,148,973	2,322,465	2,418,293	2,976,603	3,329,530	
財源内訳	国・県支出金	1,744,370	1,771,890	1,928,349	2,344,706	2,534,197
	地方債					
	その他					
	一般財源	404,603	550,575	489,944	631,897	795,333
事業費増減理由		補正額 ▲54,666 (生活保護受給者に係る人工透析医療の自立支援医療への移行)	補正額 40,000 (生活保護受給者増加のため)	補正額 493,900 (生活保護受給者増加のため)	補正額 300,000 (生活保護受給者増加のため)	

3. 各種指標の状況

指標区分	指標名	単位	目標値	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			実績値					
成果	生活保護申請に対する調査件数	件		4,000	4,200	5,300	6,000	8,000
				4,445	4,853	5,731	8,272	7,002
活動	被保護者への就労支援	件		60	45	38	63	103
								60
活動	被保護者の課税状況調査	件		1,064	1,115	1,215	1,095	1,297
								1,000
活動	ケース検討会議の開催	件		110	126	130	124	169
							150	150
指標変動理由								生活保護申請に対する調査件数の数値変動の理由は、新規申請件数の変動に伴うもの

<p>目的達成に向けて行った22年度の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護費の削減へ向けての取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・稼働能力等被保護者が持つ能力を的確に把握し、就労支援員が個々に自立支援プログラムを作成し就労支援、指導した。 ○生活保護制度の迅速・的確な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・特別な理由がある場合を除き、申請があった日から14日以内に決定した。 ・課税調査・年金受給資格調査を行った。 ・ケース検討会を迅速に開催し、決定までの期間を短縮した。 ○未申告、不正申告の調査 <ul style="list-style-type: none"> ・本人申告収入と課税資料の突合を実施した。
---------------------------	--

4. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input checked="" type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input type="checkbox"/> 減少
成果指標	<input checked="" type="checkbox"/> 達成	<input type="checkbox"/> 一部達成	<input type="checkbox"/> 未達成

<p>評価</p> <p>○生活保護受給者が増えているなかで、就労支援相談員による就労が可能な受給者への就労支援は、厳しい雇用情勢下にあっても費用対効果が高く、成果を上げている。</p> <p>○住宅手当緊急特別措置事業を活用し、住宅確保・就労支援員を配置し住宅確保及び再就職に向けた就労支援を行い効果があった。</p> <p>○現在も厳しい雇用情勢の悪化により、市民の生活保護に関する関心は高く、相談件数は増加の傾向にある。</p>

<p>課題認識と解決への考え方</p>	<p>○平成20年リーマンショック以降、急速な経済・雇用情勢の悪化に伴い、稼働能力のある生活保護受給者が急増すると共に、生活保護から脱却できない状況が継続している。</p> <p>○生活保護受給世帯の子どもは一般世帯よりも進学率が低く、再び生活保護に至るリスクが高い等、貧困の連鎖が問題である。</p> <p>○生活保護世帯数の急増により、保護費が増えて財政を圧迫したり、相談件数が増えて職員の負担が増加したりするなどの課題が生じている。</p> <p>○稼働能力のある生活保護受給者に対する自立、就労支援及び貧困の連鎖を防止する支援が必要</p> <p>○生活困窮者への支援や、生活保護世帯の自立支援の促進に係る取り組み</p> <p>○生活保護の適正な実施に係る取り組み</p>
<p>23年度の具体的取組（予定）</p>	<p>○生活困窮者への支援や、生活保護世帯の自立支援の促進に係る取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯への効果的な就労支援（就労支援相談員による自立及び支援体制を強化：ハローワークへの同行・就職活動のノウハウの伝授・幅広い求人情報の収集などサポートを行う） ・保護相談への面接対応に面接相談員を2人配置し対応する。 ・住宅手当受給者に対する支援体制の充実・強化を図る（住宅確保・就労支援員の1人増員） ・他法他施策の活用（年金調査・課税調査等徹底する。） <p>○生活保護の適正な実施に係る取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化（診療報酬明細書（レセプト）の電子化の運用開始により調査・検証が可能） ・生活保護世帯の子どもの健全育成支援（子どもの就学・進路等相談支援を行う）

<p>総合計画審議会特記事項</p> <p>○シートの完成度についての評価</p> <p>職員人件費が分かる資料が必要</p> <p>成果指標を数値化する必要あり</p>

扶助費のモデル

	高齢世帯	母子世帯	傷病世帯	障害世帯	その他世帯
単身	118,600		123,940	150,790	123,940
2人	167,950	207,200	178,630	205,480	178,630

算定の条件		第1類	第2類	冬期加算	障害者加算	母子加算	教育扶助	家賃	合計
高齢世帯	70歳台の者	単身	31,120	41,480				46,000	118,600
		2人	62,240	45,910				59,800	167,950
母子世帯	40歳台の母と小学生	2人	69,000	45,910		23,260	9,230	59,800	207,200
傷病世帯	50歳台の者	単身	36,460	41,480				46,000	123,940
		2人	72,920	45,910				59,800	178,630
障害世帯	50歳台で障害1級	単身	36,460	41,480		26,850		46,000	150,790
	50歳台で障害1級と健常者	2人	72,920	45,910		26,850		59,800	205,480
その他世帯	50歳台の者	単身	36,460	41,480				46,000	123,940
		2人	72,920	45,910				59,800	178,630

22年度基準

被保護世帯数及び人数

	世帯数	対前年 伸長数	対前年 伸長率	人 数	対前年 伸長数	対前年 伸長率	ケースワ ーカー人数
18年度末	907	45	105.2%	1,309	66	105.3%	10
19年度末	988	81	108.9%	1,429	120	109.2%	10
20年度末	1,102	114	111.5%	1,621	192	113.4%	10
21年度末	1,323	221	120.1%	1,947	326	120.1%	13
22年度末	1,387	64	104.8%	2,037	90	104.6%	14

世帯類型別世帯数

	単身世帯	2人以上の世帯	合 計	構成比
高齢者世帯	528	79	607	44%
母子世帯	—	135	135	10%
障害者世帯	108	22	130	9%
傷病世帯	216	36	252	18%
その他	137	124	261	19%
合 計	989	396	1,385	100%

平成22年度末

世帯類型

- ① 高齢者世帯 65歳以上の男女のみで構成されている世帯かこれらの者に18歳未満の者が加わった世帯をいう。
- ② 母子世帯 現に配偶者がいない(死別、離別、生死不明及び未婚等による)18歳から65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。
- ③ 障害者世帯 ①、②、④、⑤に該当するもの以外で、世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯をいう。
- ④ 傷病者世帯 ①、②、③以外で、世帯主が入院しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者の世帯をいう。
- ⑤ その他世帯 ①、②、③、④、のいずれにも該当しない世帯をいう。

(出典:生活保護実務集)

世帯類型別 世帯数

	年度末							年間延べ						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度 構成比	21-22 伸張率	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度 構成比	21-22 伸張率
高齢者	420	464	517	574	607	44%	106%	4,924	5,218	5,836	5,465	7,141	43%	131%
母子	102	116	118	134	135	10%	101%	1,213	1,274	1,388	1,293	1,726	11%	133%
障害者	99	108	116	129	130	9%	101%	1,145	1,273	1,421	1,214	1,624	10%	134%
傷病者	176	178	200	247	252	18%	102%	2,007	2,211	2,258	2,352	2,967	18%	126%
その他	108	118	149	238	261	19%	110%	1,292	1,385	1,513	1,929	2,980	18%	154%
合計	905	984	1,100	1,322	1,385	100%	105%	10,581	11,361	12,416	12,253	16,438	100%	134%

面接相談・廃止・開始件数

年 度	面接相談 (件)	申 請 (件)	開 始 (世帯)	廃 止 (世帯)
18年度	323	187	197	146
19年度	325	210	228	148
20年度	453	324	318	208
21年度	705	484	436	225
22年度	862	343	314	250

生活保護就労支援相談員の活動内容

1 目的

被保護者の自立を支援するためハローワークと連携し、適切な指導を行う。

2 活動内容

ハローワークと連携し、支援対象者の生活環境等を把握するとともに、本人の希望、能力適正等を勘案し、就労支援プログラムに基づき、支援を実施する。

生活保護就労支援相談員の実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
就労支援員数(人)	1	1	1	2	2
支援対象者数(人)	104	68	64	136	235
就労決定者数(人)	60	45	38	63	103
就職率	58%	66%	59%	46%	44%
内自立者(人)	23	13	15	20	40
費用効果累計額(円)	26,409,587	19,173,313	15,655,578	17,249,925	34,254,678

■制度の概要

離職された方で就労能力および就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失する恐れのある方に対して、住宅手当を支給するとともに住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保にむけた支援を行います。

*支給額：下記を上限として、家賃の実費分について支給

茅ヶ崎市 46,000円（単身世帯）

59,800円（2人世帯・3人以上世帯）

*支給期間：最長6ヵ月

6ヵ月の受給期間中、誠実に就職活動を継続し、引き続き支給対象者要件に該当する方は、延長申請により、3ヵ月延長し、最大9ヵ月受給することができます。

*支給方法：大家へ代理納付（口座へ直接振り込み）

■支給対象者

下記(1)～(7)のいずれにも該当する方が対象です。

(1)平成19年（2007年）10月1日以降に離職された方

※離職時の雇用形態、離職理由は問いません。

(2)離職前に、自らの労働により賃金を得て、世帯主として生計を維持していた方

※同一世帯の他の方からの申請はできません。

(3)就労能力および常用就職の意欲があり、ハローワーク（公共職業安定所）への求職申し込みを行う方

※就労意欲があっても傷病等で働くことができない方は対象となりません。

(4)住宅を喪失している方、または入居している賃貸住宅を喪失するおそれのある方

※持ち家の方は対象外となります。

(5)申請を行った月における申請者及び世帯員の収入の合計額が以下の金額であること

単身世帯：84,000円に家賃額（住宅手当基準額の46,000円が上限）を加算した額未満

2人世帯：172,000円以下

3人以上世帯：172,000円に家賃額（住宅手当基準額の59,800円が上限）を加算した額未満

(6)世帯全ての預貯金の合計が次の金額以下である方

単身世帯：50万円

複数世帯：100万円

(7)国で実施している住居確保・雇用施策による貸付または給付（就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業）や生活保護を受給していない方

■支給期間中の就職活動要件

支給が決定した方は、支給期間中に常用就職に向けた就職活動（下記1～3）を行っていただきます。

1. 毎月1回以上、ハローワークへ出向いて職業相談を受けてください。

2. 毎月2回以上、生活支援課に常用就職に向けた就職活動の報告を行っていただきます。

3. 週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けることが必要です。

県内各市の生活保護率の比較

団体名	特例市	被保護人員 (人)	保護率 (%)	被保護人員 (人)	保護率 (%)	被保護人員	
		平成22年3月		平成23年3月		増加率	
						率(%)	高順位
横須賀市		4,548	10.88	4,926	11.83	108.3	12
平塚市	○	2,945	11.33	3,275	12.58	111.2	8
鎌倉市		776	4.45	807	4.63	104.0	16
藤沢市		4,280	10.49	4,637	11.27	108.3	10
小田原市	○	2,425	12.22	2,555	12.91	105.4	14
茅ヶ崎市	○	1,947	8.31	2,037	8.65	104.6	15
逗子市		326	5.54	398	6.81	122.1	1
三浦市		412	8.51	497	10.33	120.6	2
秦野市		1,435	8.44	1,543	9.08	107.5	13
厚木市	○	2,502	11.11	2,710	12.10	108.3	11
大和市	○	3,430	15.19	3,948	17.25	115.1	5
伊勢原市		837	8.30	919	9.10	109.8	9
海老名市		1,107	8.71	1,291	10.10	116.6	4
座間市		1,869	14.49	2,182	16.90	116.7	3
南足柄市		321	7.27	362	8.26	112.8	7
綾瀬市		860	10.39	981	11.77	114.1	6

平成23年度 事務事業評価シート

事業名	リサイクルセンターの建設	部課かい名	環境部 資源循環課
-----	--------------	-------	--------------

1. 事業概要

①第5次実施計画における重点施策	環境に配慮したまちづくりの推進																									
②目的	<p>○施設の整備及び維持管理上の経済的効率性に配慮し、茅ヶ崎市及び寒川町の資源物処理施設としてリサイクルセンターを寒川町宮山にあるクリーンセンター跡地に合同で整備する。</p> <p>○資源循環型社会の形成に向け、リサイクルセンターを整備することにより分別品目の拡大等、分別収集方法の見直しを図る。</p>																									
③対象（顧客）	市民																									
④事業内容 （これまでの経緯を含める）	<p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成10年に、ごみ処理の広域化を推進するために「神奈川県ごみ処理広域化計画」が策定され、これにより茅ヶ崎市は藤沢市、寒川町とともに湘南東ブロックを形成し広域化についての検討を重ね、平成19年度に循環型社会の形成を図ることを目的とした「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定し、当該計画に基づきリサイクルセンターの整備事業を進めている。 平成20年度 <ul style="list-style-type: none"> (仮称) 広域リサイクルセンター基本計画策定 (仮称) 広域リサイクルセンター用地測量 (仮称) 広域リサイクルセンター用地地質調査 平成21年度 <ul style="list-style-type: none"> (仮称) 広域リサイクルセンター発注仕様書作成 (仮称) 広域リサイクルセンター整備に伴う生活環境影響調査 平成22年度 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画変更手続き終了 (仮称) 広域リサイクルセンター建設工事契約締結（工期平成22年6月30日～平成24年3月31日） (仮称) 広域リサイクルセンター建設工事監理業務委託契約締結（工期平成22年6月30日～平成24年3月31日） <p>○施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設場所：寒川町宮山2524番地 稼働予定日：平成24年4月1日 敷地面積：12,063.90㎡ 建築面積：3,146.27㎡ 延べ面積：4,348.31㎡（付属棟含） （内リサイクル棟床面積：1階 2,594.24㎡ 2階 1,605.11㎡ 計4,199.35㎡） 構造：鉄骨造 一部 鉄骨鉄筋コンクリート造 階数：2階建 最高高さ：19.765m 主要諸室：受入ヤード、搬出ヤード、管理事務室、会議室、研修室、情報展示スペース、見学スペース等 その他設備：駐車場（32台（内 障害者用2台）、大型2台）、駐輪場 <p>○施設規模 55.5t/日（うち、茅ヶ崎市分44.0t/日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理物 <ul style="list-style-type: none"> ・びん (12.5t/日) ・かん (5.8t/日) ・ペットボトル (6.0t/日) ・プラスチック製容器包装類 (17.5t/日) 保管物 <ul style="list-style-type: none"> ・紙類 (2.0t/日) ・布類 (8.5t/日) ・廃食用油 (1.0t/日) ・金属類 (2.2t/日) <p>○総事業費 1,559,479千円</p> <p>○事業費推移 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度（決算額）</th> <th>21年度（決算額）</th> <th>22年度（決算見込額）</th> <th>23年度（執行予定金額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>7,508</td> <td>9,293</td> <td>59,871</td> <td>1,482,807</td> </tr> <tr> <td>交付金</td> <td>2,502</td> <td>3,097</td> <td>9,957</td> <td>444,022</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市負担分</td> <td>2,503</td> <td>5,081</td> <td>39,432</td> <td>821,724</td> </tr> <tr> <td>寒川町負担分</td> <td>2,503</td> <td>1,115</td> <td>10,482</td> <td>217,061</td> </tr> </tbody> </table>		20年度（決算額）	21年度（決算額）	22年度（決算見込額）	23年度（執行予定金額）	事業費	7,508	9,293	59,871	1,482,807	交付金	2,502	3,097	9,957	444,022	茅ヶ崎市負担分	2,503	5,081	39,432	821,724	寒川町負担分	2,503	1,115	10,482	217,061
	20年度（決算額）	21年度（決算額）	22年度（決算見込額）	23年度（執行予定金額）																						
事業費	7,508	9,293	59,871	1,482,807																						
交付金	2,502	3,097	9,957	444,022																						
茅ヶ崎市負担分	2,503	5,081	39,432	821,724																						
寒川町負担分	2,503	1,115	10,482	217,061																						

	<p>※建設工事は平成22年度、23年度（平成22年度と平成23年度の事業費の合計1,542,678には施設稼働準備経費51,804を含む）</p> <p>※平成13年度から16年度に国内で建設された処理規模30 t/日以上のリサイクルセンターの落札実績（建設単価38,490千円/t：（仮称）広域リサイクルセンター基本計画書より）から推計すると、本リサイクルセンターは38,490×55.5 t=2,136,195千円となるが、実際の落札額は工事費、施工監理費合わせて1,490,874千円。</p>		
⑤事業の期間	平成20年度	終了	平成23年度
⑥根拠法令等	茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画		
⑦個別計画	（仮称）広域リサイクルセンター基本計画		
⑧事業実施手法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> その他（事務委託） ※内容確認できる資料添付（仕様書、報告書等）		
⑨添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	1 計画期間全体事業スケジュール1 2 計画期間全体事業スケジュール2 3 1階平面図(プラント) 4 2階平面図(プラント) 5 立面図 6 全体配置図 7 協議書 8 寒川町と茅ヶ崎市との資源物処理に関する事務の事務委託に関する規約 9 寒川町と茅ヶ崎市との資源物処理に関する事務の事務委託に関する協定書 10 リサイクルセンターにおける平成24年度資源物処理推計量	

2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
当初予算額			4,533	11,200	76,367
決算額			2,503	5,081	39,432
財源内訳	国・県支出金				12,429
	地方債				
	その他				27,003
	一般財源	0	0	2,503	5,081
事業費増減理由			○基本計画策定 ○用地測量 ○地質調査 ○入札により事業費減	○発注仕様書作成 ○整備に伴う生活環境影響調査 ○入札により事業費減	○建設工事契約締結 ○建設工事監理業務委託契約締結 ○入札により事業費減 ○財源内訳内容 ・国・県支出金：市町村振興メニュー事業補助金 ・その他：ごみ減量化・資源化基金繰入金

3. 各種指標の状況

指標区分	指標名	単位	目標値		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			実績値						
成果	建設進捗割合		%						6.7
									2.0
活動	(仮称) 広域リサイクルセンター基本計画策定				—	—	計画策定	—	—
活動	(仮称) 広域リサイクルセンター用地測量				—	—	測量完了	—	—
活動	(仮称) 広域リサイクルセンター用地地質調査				—	—	調査完了	—	—
活動	(仮称) 広域リサイクルセンター発注仕様書作成				—	—	—	仕様書作成	—
活動	(仮称) 広域リサイクルセンター整備に伴う生活環境影響調査				—	—	—	調査完了	—
活動	(仮称) 広域リサイクルセンター建設工事契約締結				—	—	—	—	契約締結
活動	(仮称) 広域リサイクルセンター建設工事監理業務委託契約締結				—	—	—	—	契約締結
指標変動理由									○建設の進捗については、業者選定作業に時間を要したため。なお、目標値及び実績値については入札後の金額で算出。また、市・町間の調整が整い、事務委託が締結されたため協議回数が前年度に比べて減少した。

目的達成に向けて行った22年度の取組	<p>○6月に建設工事及び監理業務についての契約を締結。 ○6月に都市計画の変更手続きを終了。 ○3月8日工事着工（本体工事着工4月13日）。 ○リサイクルセンター稼働に伴う分別収集方法の変更について、市内一部地域でモデル事業を実施。 ・22年度モデル事業実施内容：びん、かん、ペットボトルについて市内一部地域（約11,000世帯）においてコンテナ、ネットを使った収集を実施。 ※23年度は、22年度の実施内容を市内全域に拡大し、試行実施。加えて市内一部地域（約11,000世帯）において「プラスチック製容器包装類」「廃食用油」「金属類」の収集モデル事業を実施。</p>
--------------------	---

4. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input checked="" type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input type="checkbox"/> 減少
成果指標	<input type="checkbox"/> 達成	<input checked="" type="checkbox"/> 一部達成	<input type="checkbox"/> 未達成

評価

○震災の影響があるものの、ほぼ順調に工事が進んでいる
 ○リサイクルセンター稼働に伴う資源物の分別収集方法の見直しについては、モデル事業を通じて市民への周知を図っている。
 ○自治会を初めとした地域の住民や環境指導員と連携してモデル事業を推進している。
 ○リサイクルセンターによる資源化の促進は、循環型社会構築の必須事業である。

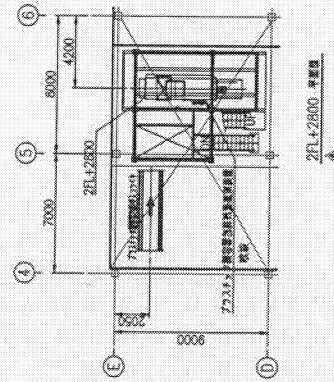
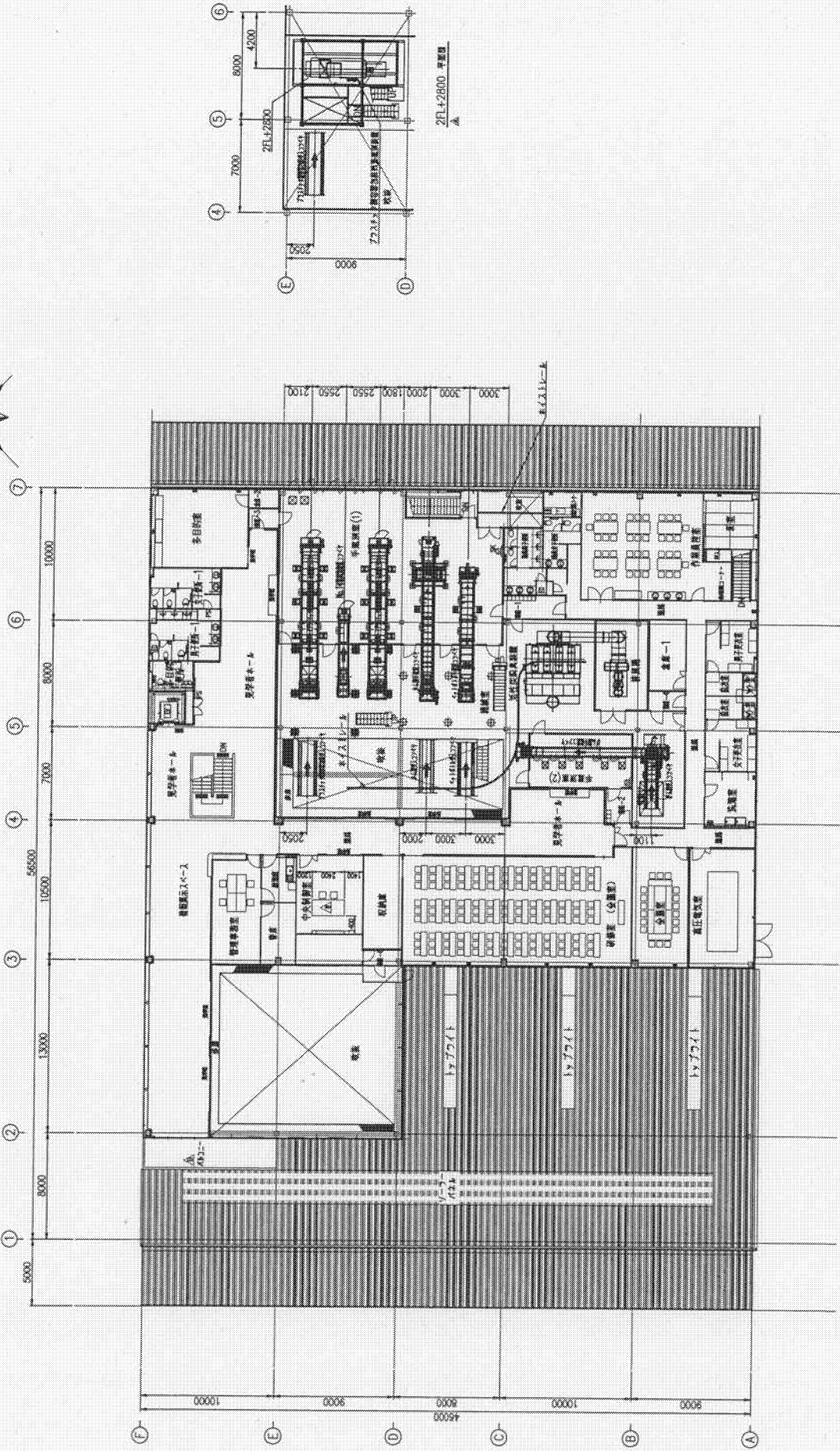
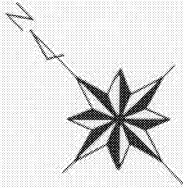
課題認識と 解決への考え方	<p>○効率的に施設の管理運営を行うため、寒川町との間で連絡を密にして検討する必要がある。 ○資源物を効率よく資源化するため、地域の理解を得るとともに資源物分別収集組合との調整が必要である。 ○分別収集方法の見直しに関し、成果を高めるためにも市民への周知を図り理解を得る必要がある。 ○震災の影響で資材の調達に支障を来す可能性がある。</p>
23年度の具体的 取組（予定）	<p>○分別収集方法の見直しに関するモデル事業や施行実施の状況を情報発信するとともに、説明会等を通じて24年度の本格実施に向けた周知を図る。 ○リサイクルセンターの稼働に向け搬入・搬出ルートや管理運営に必要な諸事項に関する寒川町との調整を行う。 ○建設スケジュールについては、震災の影響に応じて事業者と協議し、臨機応変に対応する。</p>

総合計画審議会特記事項

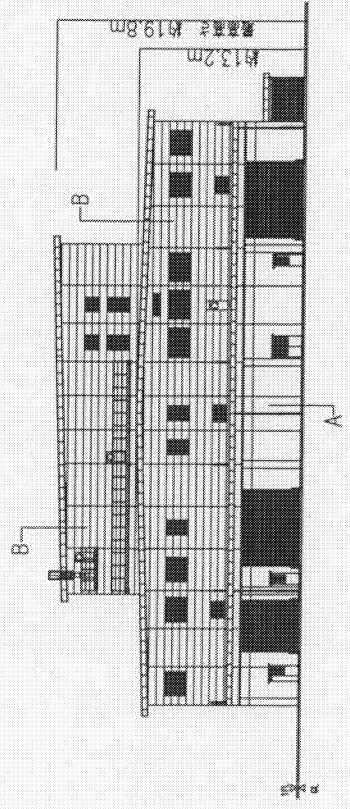
○シートの完成度についての評価
 特になし

計画期間全体事業スケジュール1(リサイクルセンター)

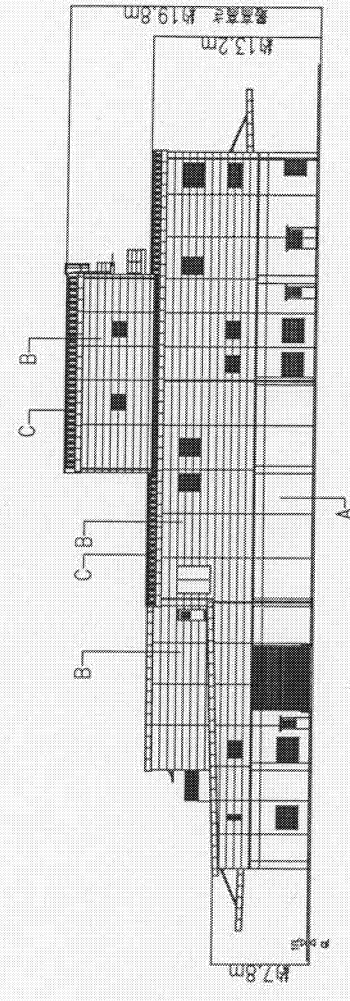
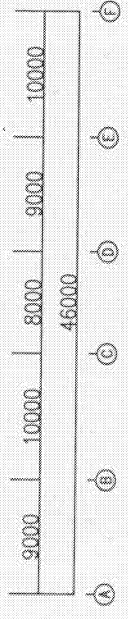
平成20年度													平成21年度												平成22年度												平成23年度											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3													
基本計画策定業務													生活環境影響調査												詳細設計												建設工事											
測量													最終発注仕様書の作成																																			
地質調査																																																



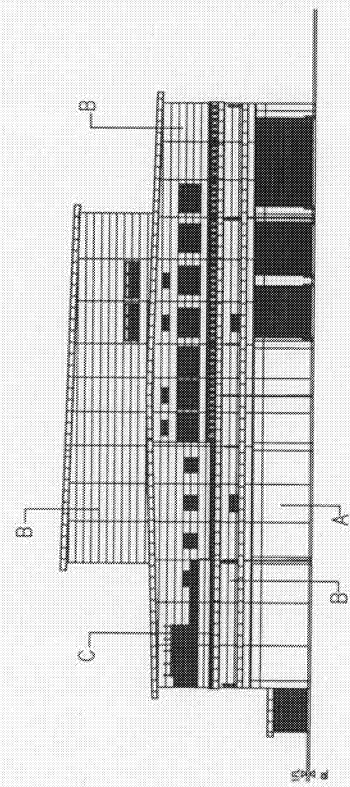
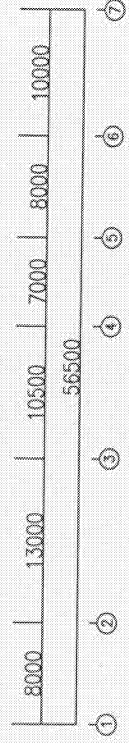
10-147 建築図面、建設現場の安全管理(建築関係) 10-148 2F+2800階床、4F+11~9F、7F23F+8階層階7000 10-149 建築現場の安全対策	10-147 建築図面、建設現場の安全管理(建築関係) 10-148 2F+2800階床、4F+11~9F、7F23F+8階層階7000 10-149 建築現場の安全対策	(株) 広域システムセンター建設工事 建設現場 2階構造型鋼骨平面図 RSMI-E3547-B 10.10.10
---	---	--



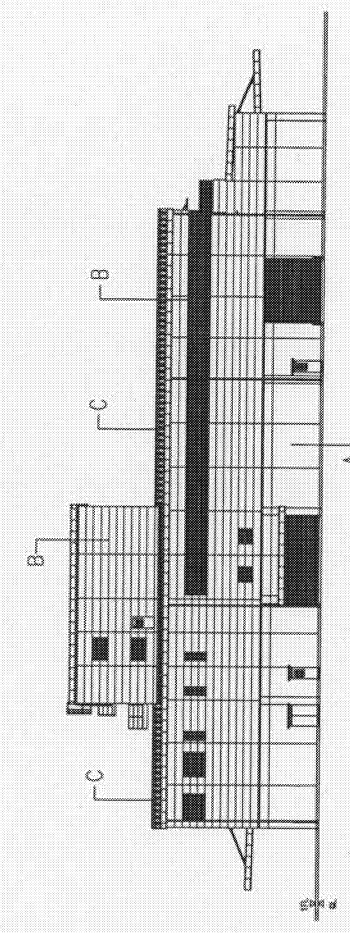
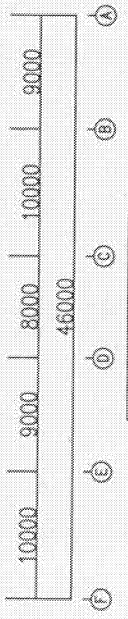
東側立面図



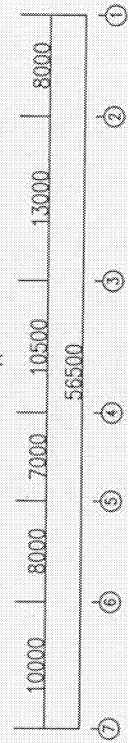
南側立面図



西側立面図



北側立面図



符号	仕上
A	コンクリート打放しの上吹付
B	ALC板 (t=100) の上吹付
C	金属板 (折板)

(株) 広瀬リサイクルセンター建設工事
立面図 S=1/400

協 議 書

寒川町と茅ヶ崎市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、資源物処理に関する事務について、次のとおり協議し同意するものとする。

寒川町及び茅ヶ崎市は、別紙「寒川町と茅ヶ崎市との資源物処理に関する事務の事務委託に関する規約」を承認し、同規約に定める諸条項に基づき当該事務等の円滑な運営を図るものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、寒川町長及び茅ヶ崎市長記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

寒川町長 山上貞夫

茅ヶ崎市長 服部信明

寒川町と茅ヶ崎市との資源物処理に関する事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 茅ヶ崎市は、資源物処理に関する事務（収集及び運搬を除く。以下「委託事務」という。）の管理及び執行を寒川町に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、寒川町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 委託事務の対象となる資源物の分別品目ごとの内訳については、茅ヶ崎市の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、茅ヶ崎市の負担とし、茅ヶ崎市は、あらかじめ、これを寒川町に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、寒川町長（以下「甲」という。）が茅ヶ崎市市長（以下「乙」という。）と協議して定める。この場合において、甲は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を乙に送付しなければならない。

第4条 甲は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、寒川町歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第5条 委託事務の管理及び執行に伴う手数料その他の収入は、すべて寒川町の収入とする。

第6条 甲は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、甲は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を各年度の出納閉鎖後速やかに乙に提出しなければならない。

2 甲及び乙は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に不足が生じた場合においては、その都度協議して定めるものとする。

(決算の場合の措置)

第7条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を乙に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、乙と年2回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定等の場合の措置)

第9条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される寒川町の条例等を制定し、改正し、又は廃止をしようとする場合においては、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

第10条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される寒川町の条例等を制定し、改正し、又は廃止した場合においては、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

2 乙は、この規約の告示の際併せて委託事務に関する寒川町の条例等が茅ヶ崎市に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、甲がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに茅ヶ崎市に還付しなければならない。

寒川町と茅ヶ崎市との資源物処理に関する事務の事務委託に関する協定書

寒川町長（以下「甲」という。）と茅ヶ崎市長（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市の資源物処理に関する事務の管理及び執行に関し、寒川町と茅ヶ崎市との資源物処理に関する事務の事務委託に関する規約（平成22年4月1日施行。以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（経費の種類）

第1条 規約第3条第1項に規定する経費は、次のとおりとする。

- （1）資源物処理施設の建設事業に要する費用
- （2）資源物処理施設の管理運営に要する費用
- （3）資源物処理施設の増改築に要する費用

（経費の額）

第2条 規約第3条第2項に規定する経費の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）前条第1号に掲げる費用 各年度の資源物処理施設の建設事業費から循環型社会形成推進交付金の額を控除して得た額に100分の79を乗じて得た額
- （2）前条第2号に掲げる費用 ア及びイに掲げる額の合計額から茅ヶ崎市から搬出された資源物の売却等による収入に相当する額を控除した額

ア 各年度の資源物処理施設の管理運営に要する寒川町職員の人件費に国勢調査を基に集計した各年度の10月1日の茅ヶ崎市の人口を寒川町及び茅ヶ崎市の人口の合計で除して得た数を乗じて得た額

イ 各年度の資源物処理施設の管理運営に要する費用から寒川町職員の人件費を除いた額に、各年度に茅ヶ崎市から搬出された資源物の処理実績量を寒川町及び茅ヶ崎市各々から搬出された資源物の処理実績量の合計量で除して得た数を乗じて得た額

- （3）前条第3号に掲げる費用 資源物処理施設の増改築に要する費用の額に茅ヶ崎市の当該年度前3年間における資源物の処理実績量を寒川町及び茅ヶ崎市の当該年度前3年間における資源物の処理実績量の合計量で除して得た数を乗じて得た額

（経費の交付の時期）

第3条 規約第3条第2項に規定する経費の交付期限は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第1条第1号に掲げる費用 各年度において甲と乙が協議して定める日まで

(2) 第1条第2号に掲げる費用 各年度において4月、7月、10月及び1月の各月末日まで

(3) 第1条第3号に掲げる費用 甲と乙が協議して定める日まで

(連絡会議)

第4条 規約第8条の連絡会議は、毎年4月及び10月に開催するものとする。

(条例等の制定等の場合の協議)

第5条 乙は、規約第10条の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、甲に協議を申し入れることができる。

(その他)

第6条 この協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 山上貞夫

乙 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長 服部信明

リサイクルセンターにおける平成24年度資源物処理推計量

品 目	1日の処理能力(t)	1日の処理推計量(t)	残有処理能力(t)
ペットボトル	5.0	4.8	0.2
缶・金属	6.0	5.4	0.6
ビン	10.5	10.3	0.2
容器包装プラスチック	13.0	8.2	4.8
布	7.5	7.1	0.4
紙	1.5	1.5	0.0
廃食用油	0.5	0.5	0.0
合計	44.0	37.8	6.2

※表中の処理能力及び処理推計量については茅ヶ崎の能力及び推計量を記載。

4. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input checked="" type="checkbox"/> 減少
成果指標	<input checked="" type="checkbox"/> 達成	<input type="checkbox"/> 一部達成	<input type="checkbox"/> 未達成

<p>評価</p> <p>○灰を溶融等することにより、ごみとして処理するのではなく、資源として有効活用を図ることで、資源循環型社会の構築に寄与できた。</p> <p>○資源として活用することにより、最終処分場への埋立量を軽減し、環境への負荷を軽減することができた。</p>
--

<p>課題認識と解決への考え方</p>	<p>○資源として有効活用を図るための溶融については、資源循環型社会の構築に向けては有効であるが、費用が高額になる。コスト面を含めた資源循環における今後の方向性について、ごみ処理基本計画を改定する過程で市民の意見を聴取する必要がある。</p> <p>○溶融処理は高温にするため、温暖化面では若干の問題はあるが、資源化や埋立量の減量化、安全性から考えると現時点では有効な手段である。</p> <p>○今後としては、溶融以外で、例えば砂としてあるいはセメントとしての有効活用の方法も費用や安全性を考慮しながら検討していく。</p>
<p>23年度の具体的取組（予定）</p>	<p>○溶融以外の方法としてのセメント化に向けては、県の検討部会に昨年に引き続き参加して導入を検討する。</p> <p>○砂としての利用については、22年度のサンプリング結果や費用、実績等から総合的にみて導入について検討する。</p>

<p>総合計画審議会特記事項</p> <p>○シートの完成度についての評価 処理単価の比較に関する情報が必要。</p>

第一次焼却灰及び固化灰運搬溶融処理業務委託仕様書

本仕様書は、茅ヶ崎市（以下「市」という。）が発注する第一次焼却灰及び固化灰運搬溶融処理業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

1（目的）

本業務は、茅ヶ崎市環境事業センター（神奈川県茅ヶ崎市萩園 8 3 6 番地。以下「事業センター」という。）で発生する焼却灰及び固化灰（以下「焼却灰等」という。）を運搬、溶融処理をすることを目的とする。

2（搬出量）

焼却灰等の搬出量は、概ね 1 日 1 0 ～ 2 5 t とし、年間搬出量は平成 2 2 年 4 月から平成 2 3 年 3 月までで概ね 3 5 0 t 搬出するものとする。内訳は、概ね焼却灰を 2 6 2 t、固化灰を 8 8 t 運搬する。

3（搬出及び運搬方法）

- (1) 搬出に使用する車両は事前に市に承認を得ること。
- (2) 搬出は、月曜日から金曜日の午前 9 時 0 0 分から午後 3 時までとするが、原則として午前 9 時 1 5 分くらいに行う。
- (3) 運搬中に焼却灰等が飛散しないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 積載重量は、法令の定める車両の保安基準に関する規定により最大積載量を超えないこと。

4（業務内容）

- (1) 事業センターから搬出した焼却灰等を、事業センター内の計量機で計量して一般廃棄物処理票を受け取る。なお、一般廃棄物処理票の用紙は、請負業者が予め市へ提出すること。
- (2) 焼却灰等は、事業センターが指定した施設に搬入し、溶融処理するものとする。
- (3) 溶融処理してできるスラグや前処理にて発生した金属等の除去物などの全ての物は、請負業者にて責任をもって処分するものとする。
- (4) 事業センターで、運搬車のタイヤ等に灰が付着した場合は、本市の指示に従い、現場にてタイヤの水洗い等を実施すること。

5（報告義務）

- (1) 計量伝票に基づき、溶融処理完了報告書を毎月毎に作成のうえ、一般廃棄物処理票 D 票を添えて翌月の 5 日までに市へ提出する。

(2) 溶融処理してできたスラグや金属等の発生量、搬出先についての報告書を毎月毎に作成のうえ、翌月末までに市へ提出する。

(3) 溶融処理の維持管理、または事故等の問題が発生したときは、直ちに報告書を市に提出する。なお、その後の対応についても同様とする。

6 (委託業務の負担)

(1) 市の負担

事業センターから搬出する際、積み込み作業上必要とする重機の経費。

(2) 受託者の負担

(ア) 本業務上必要とする人件費及びこれに付随する保険料・消耗品等一切。

(イ) 本業務上必要とする車両・重機とこれに伴う燃料費・油脂類の経費。

(ウ) 本業務上必要とする溶融処理の維持管理経費一切。

(エ) その他本業務に必要なとする経費。

7 (その他)

この仕様書は、廃棄物処分業務の大要を示すものであって、仕様書に定めのない事項であっても、処理処分の状況に応じて、誠意を持って行い、市の指示に従って実施する。

2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
当初予算額	57,228	123,272	128,292	136,528	145,079	
決算額	58,994	84,065	120,254	117,639	125,309	
財源内訳	国・県支出金	10,000	7,800	6,800	6,800	0
	地方債					
	その他					
	一般財源	48,994	76,265	113,454	110,839	125,309
事業費増減理由						

3. 各種指標の状況

指標区分	指標名	単位	目標値	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			実績値					
成果	利用者数	人		201,845	214,685	340,910	370,000	366,000
				214,076	271,295	284,281	333,641	390,679
活動	路線数	路線		-	-	-	-	-
				2	4	4	4	4
活動	運行回数（1日）	回		-	-	-	-	-
				42	86	86	80	84
活動	利用料 （中海岸南湖のみ150円）	円		-	-	-	-	-
				200	200	200	200	200
指標変動理由					平成19年12月の2路線開設			車両3台買替

目的達成に向けて行った22年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○鶴嶺循環市立病院線の運行改善 <ul style="list-style-type: none"> ・循環路線を南北2コースに分離 ・茅ヶ崎駅付近へ乗り入れ ・運行便数を17から20へ増 ○利用促進イベント実施 ○運行の適切な管理 ○運賃外収入増の方策検討
--------------------	--

4. 事業評価

事業の傾向	分類
事業費（対前年度比）	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 増減なし <input type="checkbox"/> 減少
成果指標	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成

<p>評価</p> <p>○利用者は増加傾向にある。（H20 284,281人、H21 333,641人、H22 390,679人） ○平成22年度に実施した運行改善により平成23年度も利用者増が見込まれる。 ○今後の高齢化社会の進展により、身近な公共交通機関として必要性が増すと考えられる。 ○沿線の地元自治会等が中心となって、運行改善等の検討や実施に積極的に関わっていただいている。</p>
--

<p>課題認識と 解決への考え方</p>	<p>○利便性向上のため、予算を最大限有効に活用しながら改善の検討や実施するなか、コミュニティバスには自ずと限界があるため、全ての人のニーズを満たせないなかで、最も有意義なバスにするためにはどうすべきか ○今後の高齢化社会の進展により、身近な公共交通機関として必要性が増すと考えられる。 ○市の負担額をできる限り最小限におさえるための利用者数の増加や収支の向上 ○各路線ごとの沿線住民の皆様のご意見を取り入れつつ、交通事業者との連携や研究者の専門的知見も加えたなかで効果的な改善を実施し、利用者の増加、運行経費の縮減を図っていく。 ○また、更なる利用促進策としてイベントの実施や、負担金縮減のため運賃収入以外の方策（広告収入等）の検討をすすめていく。</p>
<p>23年度の具体的 取組（予定）</p>	<p>○各路線ごとの沿線住民の皆様のご意見を取り入れつつ、今後設置する予定である交通事業者や学識者等で構成する地域公共交通会議のなかで協議し、関係者で合意形成を図りながら効果的な改善を実施し、利用者の増加、運行経費の縮減を図っていく。 ○利用促進イベント実施 ○運行の適切な管理 ○運賃外収入増の方策検討</p>

<p>総合計画審議会特記事項</p> <p>○シートの完成度についての評価 委託経費の妥当性を判断する指標を示すべき。</p>
--

茅ヶ崎市コミュニティバスえぼし号について

(これまでの経緯)

○平成14年度

平成14年5月25日 中海岸・南湖ルート運行開始（無料）

平成14年5月27日 中海岸・南湖ルート運行開始（有料）

○平成17年度

平成18年3月21日 北部循環市立病院線運行開始

○平成18年度

平成18年10月1日 北部循環市立病院線時刻表改正（時間短縮）

平成19年3月22日 中海岸・南湖ルートを市立病院まで延伸し、中海岸南湖循環市立病院線に路線名変更。

市立病院での南、北ルートの乗継制度開始。

北部循環市立病院線堤八王子原コース導入。

○平成19年度

平成19年12月22日 鶴嶺循環市立病院線、東部循環市立病院線運行開始

平成20年3月31日 えぼし号専用回数券導入

○平成20年度

平成20年7月18日から平成20年8月31日まで

イベント第1弾「えぼし号のある風景」写真コンテスト開催

平成20年8月20日から平成20年11月30日まで

イベント第2弾「コミバス乗って 地域再発見！！北部循環市立病院線 観光農園をめぐる」開催

平成20年11月22日から平成20年11月24日まで

イベント第3弾「コミバス乗ってちがさき丸ごとふるさと発見！！」開催（期間中1日自由乗車券試行実施）

平成21年3月26日から平成21年4月19日まで

イベント第4弾「コミュニティバス1日自由乗車券発売記念 さくらめぐり」開催

平成21年3月26日 1日自由乗車券導入

平成21年3月30日 北部循環市立病院線時刻改正（全便5分前倒し）実施。

東部循環市立病院線松が丘コースルート変更（復路も茅ヶ崎駅南口乗り入れ）実施。

○平成21年度

平成21年8月8日から平成21年9月30日まで「バスもアロハビズ！」

コミュニティバス運転手がアロハシャツ（茅ヶ崎アロハ）を着用し運行

平成21年8月1日から平成21年11月30日まで

イベント第1弾「コミバえぼし号に乗って観光農園に行こう！」

平成22年3月15日から平成22年5月15日まで

イベント第2弾「えぼし号で訪ねる 春が舞う」開催予定

平成22年3月25日

- ・ 中海岸南湖循環市立病院線 → 休日コース取りやめ、平日コースに統合
- ・ 北部循環市立病院線 → 芹沢台田コースと堤八王子原コースを統合した小出循環コースを創設（休日全便及び平日最終便運行）。
- ・ 東部循環市立病院線
松が丘コース → 国道134号線・一中通りの通行を取りやめ、茅ヶ崎ゴルフ倶楽部で一周し、ラチエン通りに戻るコースを設定
小和田松浪ルート → 1日12便から6便程度に変更

○平成22年度

平成22年6月18日

- ・ 鶴嶺循環市立病院線 → 一方向大循環から、南コースと北コースに分け、茅ヶ崎駅北口への接続として駅周辺へ乗り入れる

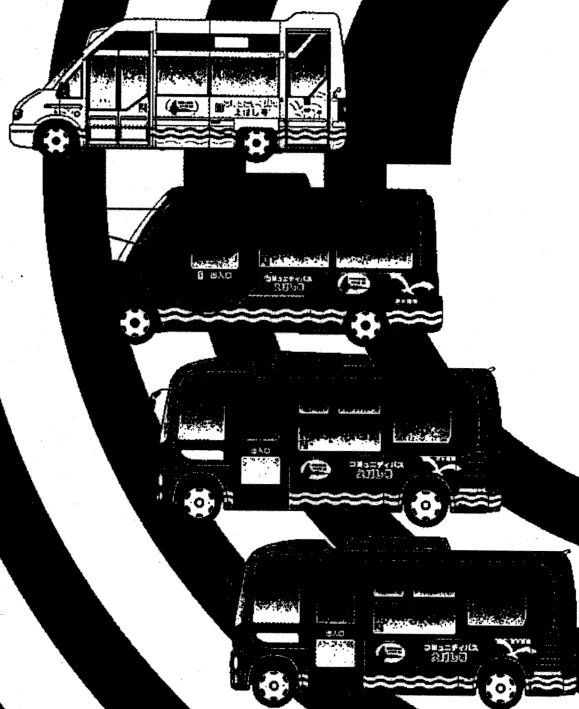
(※平成20年度に実施した沿線地域におけるグループインタビューの結果をふまえて改善を行うとともに、改善にあたっては沿線住民の方々にバス停の設置場所等について協力をいただきながら改善を実施した。)

平成22年9月～ イベント第1弾「コミュニティバスでめぐる 秋風にふかれて」

以上

**CHIGASAKI
EBOSHI-GO**

コミュニティバス えぼし号



中海岸南湖循環市立病院線

北部循環市立病院線

鶴嶺循環市立病院線

東部循環市立病院線

平成22年(2010年)6月 改正

コミュニティバス えぼし号

えぼし号の3つのやさしさ

ひとにやさしいバス

えぼし号は、すべての人にやさしいノンステップバス。
 出入口にステップがなく、高齢者や車いすの方も乗降できます。
 また、バス停間隔は200mをゆめやすに、誰でも無理なく歩くことができる
 距離に設定されています。

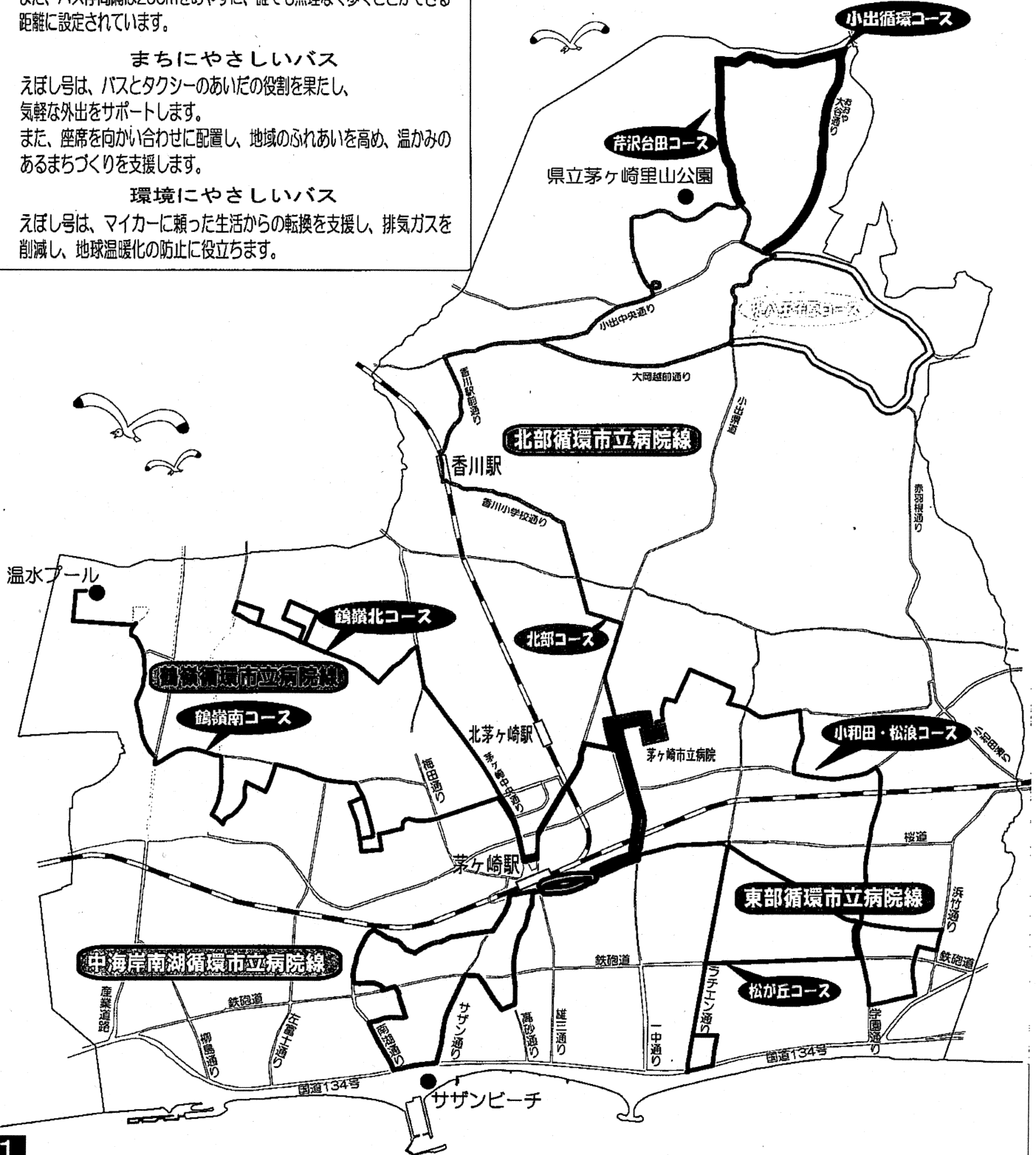
まちにやさしいバス

えぼし号は、バスとタクシーのあいだの役割を果たし、
 気軽な外出をサポートします。
 また、座席を向かい合わせに配置し、地域のふれあいを高め、温かみ
 あるまちづくりを支援します。

環境にやさしいバス

えぼし号は、マイカーに頼った生活からの転換を支援し、排気ガスを
 削減し、地球温暖化の防止に役立ちます。

.....
 どんどん乗ってえぼし号を応援しよう！！





えぼし号は、365日、毎日運行します。

なお、行事等によりコースの変更や運休をする場合があります。

～コミュニティバス えぼし号の乗り方について～

乗車時に運賃を現金または専用回数券で運賃箱にお支払いください。

※バス共通カード、定期券、PASMO、Suicaには対応しておりません。

1日自由乗車券を販売しています

販売場所 神奈川中央交通茅ヶ崎営業所、同茅ヶ崎駅前サービスセンター、えぼし号車内

料金 大人500円、小人250円

(障害者手帳等をお持ちの方は大人250円、小人130円です)

えぼし号専用回数券は、①えぼし号車内 ②神奈川中央交通茅ヶ崎営業所 ③神奈川中央交通茅ヶ崎駅前サービスセンターで販売しています。

回数券は50円券(22枚つづり。販売額1,000円。10%オトク)

40円券(22枚つづり。販売額800円。10%オトク)の2種類です。

～乗継制度について～

特定の乗継ポイントにおいて降車する際に乗継券を受け取って頂くと別の便や路線に乗り継ぐ際に追加運賃が不要または差額分のみとなります。

乗継ポイントは次の2カ所です。

- ① 市立病院 すべての路線間で乗継ができます。
(鶴嶺循環市立病院線の鶴嶺北コースと鶴嶺南コースの間では乗継ができません。)
- ② 茅ヶ崎駅南口 中海岸南湖循環市立病院線を運行する各バス間のみ乗継ができます。

※ただし、中海岸南湖循環市立病院線を降車する際に受け取れる乗継券では、東部循環市立病院線(松が丘コース)の【本村五丁目、本村二丁目、徳洲会病院前、茅ヶ崎駅南口、幸町】では降車できません。東部循環市立病院線(松が丘コース)から中海岸南湖循環市立病院線へ乗り継ぐ場合も前述バス停では降車できません。



中海岸南湖循環市立病院線 (青)

東部循環市立病院線 (緑)



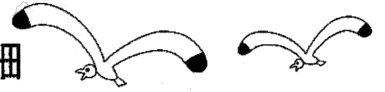
北部循環市立病院線 (紫)

鶴嶺循環市立病院線 (橙)

バス停は、路線と場所をわかりやすく色と番号であらわしています。



中海岸南湖循環市立病院線の利用詳細



大人

運賃は大人150円、小児80円、お客様1人に対し、
 幼児（1歳から6歳未満）を同伴した場合、2人までを
 無料とし、3人以上は有料として小児運賃を申し受けます。
 （幼児の単独乗車は小児運賃を申し受けます。）



小児

身体障害者等割引運賃適用の方は、運転士に手帳等をお見せいただくと、大人80円、小児40円になります。
 また、身体障害者等の方に付き添いの方は、80円となります。



運行時間は、市立病院発6:55～19:25です。



30分間隔・1周52分で午前11便、午後15便、計26便で運行しています。



えぼし号の乗継について



～ 茅ヶ崎駅南口での南湖方面から中海岸方面への乗継について～

南湖方面から、中海岸方面へコミュニティバスを乗り継ぐ方は、
 茅ヶ崎駅南口で降車する際、運転士から「乗継券」（当日のみ有効）を受け取り、
 中海岸方面にご乗車される時に乗継券を運賃箱に入れてください。

～ 市立病院での「えぼし号」他ルートへの乗継について～

中海岸南湖循環市立病院線から、他のルート（北部循環市立病院線・鶴嶺循環
 市立病院線・東部循環市立病院線）へコミュニティバスを乗り継ぐ方は、
 市立病院で降車する際、運転士から「乗継券」（当日のみ有効）を受け取り、
 他のルートにご乗車する時に乗継券と大人50円、小児20円（身体障害者等割引運賃
 適用の方は大人20円、小児10円）を運賃箱に入れてください。

（ただし、東部循環市立病院線（松が丘コース）の【本村五丁目、本村二丁目、徳洲
 会病院前、茅ヶ崎駅南口、幸町】では降車できません。）



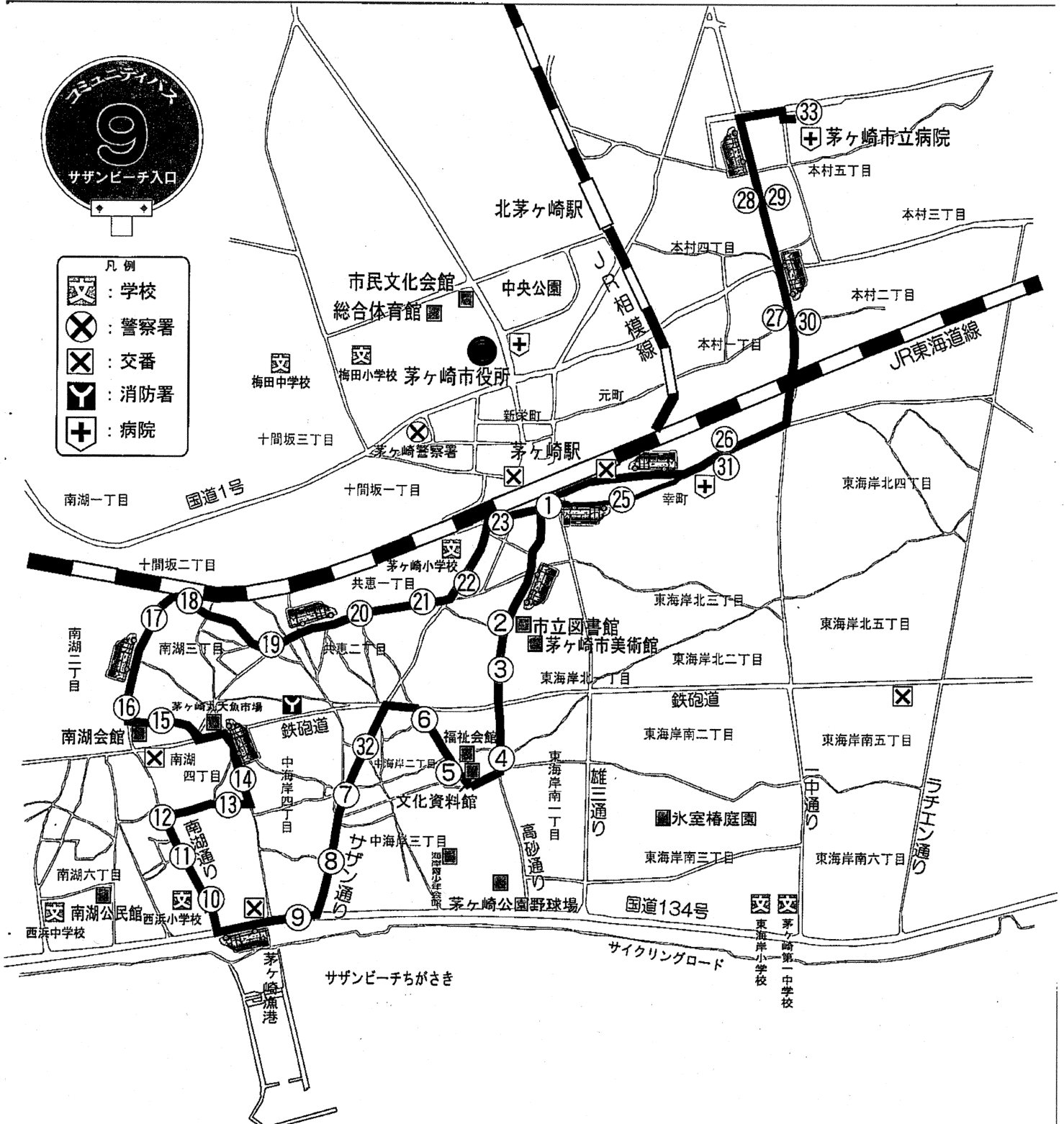
コース内の主な施設

茅ヶ崎市の市外局番：0467

■ 市立病院	本村5-15-1	電話 (52) 1111	■ 文化資料館	中海岸2-2-18	電話 (85) 1733
■ 市立図書館	東海岸北1-4-55	電話 (87) 1001	■ 南湖会館	南湖4-6-1	電話 (58) 6604
■ 茅ヶ崎市美術館	東海岸北1-4-45	電話 (88) 1177	■ 南湖公民館	南湖6-15-1	電話 (86) 4355
■ 福祉会館	中海岸2-2-42	電話 (85) 3347	■ 茅ヶ崎公園野球場	中海岸3-3-11	電話 (82) 6701



- 凡例
- : 学校
 - : 警察署
 - : 交番
 - : 消防署
 - : 病院



バス停番号・バス停名

●は車椅子が乗車可能なバス停です

- | | | | | |
|----------------|----------------|-------------|------------------|----------|
| ① 茅ヶ崎駅南口 | ⑧ サザン通り南 | ⑮ 魚市場 | ⑳ 幸町 | ⑳ 本村二丁目 |
| ② としよかんまえ | ⑨ サザンビーチ入口 | ⑯ 南湖南湖会館 | ㉑ ツインウェイヴ | ㉑ 徳洲会病院前 |
| ③ たかすなどお ちゅうおう | ⑩ にしはま | ⑰ 金刀比羅神社前 | ㉒ 幸町 | ㉒ サザン通り北 |
| ④ けいせいんようちえんまえ | ⑪ にしましろうがっこうまえ | ⑱ 南湖南湖3丁目 | ㉓ とくしゅうかいびょういんまえ | ㉓ 市立病院 |
| ⑤ ふくしかいかん | ⑫ なんごろくちようめ | ⑲ かみちようりりぐち | ㉔ 徳洲会病院前 | |
| ⑥ なかいかいがんちようめ | ⑬ よーろつぱ村 | ㉕ かいがんどお | ㉕ 本村二丁目 | |
| ⑦ さざん通り中央 | ⑭ なんごひがし | ㉖ 海岸通り | ㉖ 本村五丁目 | |
| | | ㉗ ともえ | ㉗ 本村五丁目 | |
| | | | ㉘ 本村五丁目 | |



鶴嶺循環市立病院線の利用詳細



大人

運賃は大人200円、小児100円、お客様1人に対し、幼児（1歳から6歳未満）を同伴した場合、2人までを無料とし、3人以上は有料として小児運賃を申し受けます。（幼児の単独乗車は小児運賃を申し受けます。）



小児

身体障害者等割引運賃適用の方は、運転士に手帳等をお見せいただくと、大人100円、小児50円になります。また、身体障害者等の方に付き添いの方は、100円となります。



運行時間は、市立病院発
7:10～18:50（北コース）
6:45～18:45（南コース）です。



1周53～66分で
午前9便、午後11便、計20便で運行しています。



えぼし号の乗継について

～市立病院での「えぼし号」他ルートへの乗継について～

鶴嶺循環市立病院線から、他のルート（中海岸南湖循環市立病院線・北部循環市立病院線・東部循環市立病院線）へコミュニティバスを乗り継ぐ方は、市立病院で降車する際、運転士から「乗継券」（当日のみ有効）を受け取り、他のルートにご乗車する時に乗継券を運賃箱に入れてください。



鶴嶺循環市立病院線のコース



○鶴嶺北コース（午前5便、午後6便：計11便）

「1 市立病院」～「4 茅ヶ崎駅北」～「5 市民文化会館前」～「7 消防本部前」～「10 円蔵下町」～「15 県立茅ヶ崎養護学校」～「17 萩園橋」～「18 十二天神社入口」～「19 萩園橋」方面を循環し元に戻るコース。

○鶴嶺南コース（午前4便、午後5便：計9便）

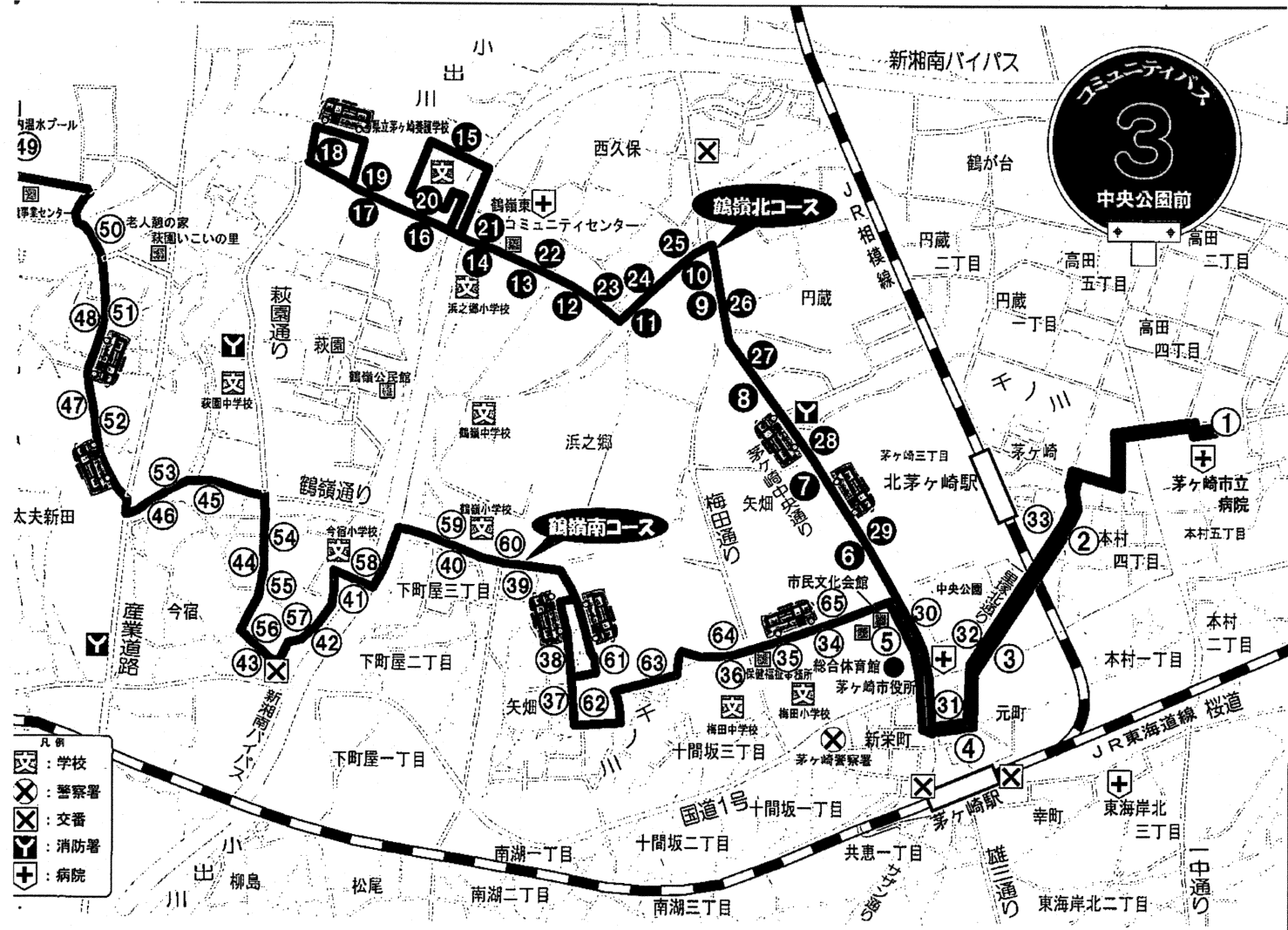
「1 市立病院」～「4 茅ヶ崎駅北」～「5 市民文化会館前」～「35 保健所前」～「38 浜之郷西」～「40 鶴嶺小学校前」～「44 県住入口」～「46 古川」～「49 温水プール」方面を循環し元に戻るコース。



コース内の主な施設

茅ヶ崎市の市外局番：0467

- | | | | | | |
|----------|-----------|------------|----------------|-----------|------------|
| ■ 市立病院 | 本村5-15-1 | 電話(52)1111 | ■ 屋内温水プール | 萩園820 | 電話(84)1144 |
| ■ 市民文化会館 | 茅ヶ崎1-11-1 | 電話(85)1123 | ■ 老人憩の家萩園いこいの里 | 萩園1215-4 | 電話(88)7513 |
| ■ 総合体育館 | 茅ヶ崎1-9-63 | 電話(82)7175 | ■ 鶴嶺公民館 | 萩園2028-55 | 電話(87)1103 |
| ■ 鶴嶺東 | 西久保180 | 電話(84)6711 | ■ 茅ヶ崎保健福祉事務所 | 茅ヶ崎1-8-7 | 電話(85)1171 |
| ■ 市民活動 | 茅ヶ崎3-2-7 | 電話(88)7546 | | | |
- コミュニティセンター
サポートセンター



- ⊗ : 学校
- ⊗ : 警察署
- ⊗ : 交番
- ⊗ : 消防署
- ⊕ : 病院

バス停番号 - バス停名		●は車椅子が乗車可能なバス停です		
鶴嶺北コース	1	市立病院	50	環境事業センター
	2	前の田	51	萩園西
	3	中央公園前	52	萩園台河原
	4	茅ヶ崎駅北	53	古川
	5	市民文化会館前	54	今宿北
	6	ジャスコ東	55	県住入口
	7	消防本部前	56	宮ノ前
	8	矢畑北	57	入ノ田
	9	円蔵	58	今宿市営住宅前
	10	円蔵下町	59	鶴嶺小学校前
	11	陽ざし野	60	鶴嶺八幡宮
	12	西久保南	61	浜之郷西
	13	西久保保育園	62	TBS
	14	つるみね老人ホーム前	63	浜之郷
	15	浜之郷小学校	64	浜之郷入口
	16	徳洲会老人保健施設浜之郷前	65	ジャスコ前
	17	萩園橋	30	市民文化会館前
	18	十二天神社入口	31	茅ヶ崎駅北
19	萩園橋	32	中央公園前	
20	徳洲会老人保健施設浜之郷前	33	前の田	
21	浜之郷小学校			
22	コミュニティセンター前			
23	西久保保育園			
24	陽ざし野			
25	円蔵下町			
26	円蔵			
27	矢畑北			
28	消防本部前			
29	市民活動サポートセンター前			
30	市民文化会館前			
31	茅ヶ崎駅北			
32	中央公園前			
33	前の田			
34	ジャスコ前			
35	保健所前			
36	浜之郷入口			
37	TBS			
38	浜之郷西			
39	鶴嶺八幡宮			
40	鶴嶺小学校前			
41	今宿市営住宅前			
42	入ノ田			
43	宮ノ前			
44	県住入口			
45	日枝神社入口			
46	古川			
47	萩園台河原			
48	萩園西			
49	温水プール			
51	萩園西			
52	萩園台河原			
53	古川			
54	今宿北			
55	県住入口			
56	宮ノ前			
57	入ノ田			
58	今宿市営住宅前			
59	鶴嶺小学校前			
60	鶴嶺八幡宮			
61	浜之郷西			
62	TBS			
63	浜之郷			
64	浜之郷入口			
65	ジャスコ前			



北部循環市立病院線の利用詳細



大人

運賃は大人200円、小児100円、お客様1人に対し、幼児（1歳から6歳未満）を同伴した場合、2人までを無料とし、3人以上は有料として小児運賃を申し受けます。（幼児の単独乗車は小児運賃を申し受けます。）



小児

身体障害者等割引運賃適用の方は、運転士に手帳等をお見せいただくと、大人100円、小児50円になります。また、身体障害者等の方に付き添いの方は、100円となります。



運行時間は、市立病院発
7:25~18:55(平日) 7:20~18:20(休日)
(文教大学発7:05(平日1便))です。



1周49分~58分で、
平日 午前10便、午後10便、計20便
休日 午前5便、午後7便、計12便で運行しています。

北部コース

「1 市立病院」~「13 香川駅」~「24 里山公園」~「28 小出二本松」~「69 堤自治会館前」~「38 香川駅」~「1 市立病院」を運行します。

芹沢台田コース

「25 芹沢中部上」から「49 芹沢中部(善谷寺前)」~「56 清水台」を通り、「28 小出二本松」から北部コースと同じになります。

堤八王子原コース

「27 小出小学校前」から「70 小出地区コミュニティセンター前」~「68 妙伝寺前」を通り、「69 堤自治会館前」から北部コースと同じになります。

小出循環コース

「芹沢台田コース」から「堤八王子原コース」を通り「69 堤自治会館前」から北部コースと同じになります。平日の最終便(市立病院発18:55)と休日のみの運行になります。



えぼし号の乗継について

~市立病院での「えぼし号」他ルートへの乗継について~

北部循環市立病院線から、他のルート(中海岸南湖循環市立病院線・鶴嶺循環市立病院線・東部循環市立病院線)へコミュニティバスを乗り継ぐ方は、市立病院で降車する際、運転士から「乗継券」(当日のみ有効)を受け取り、他のルートにご乗車する時に乗継券を運賃箱に入れてください。



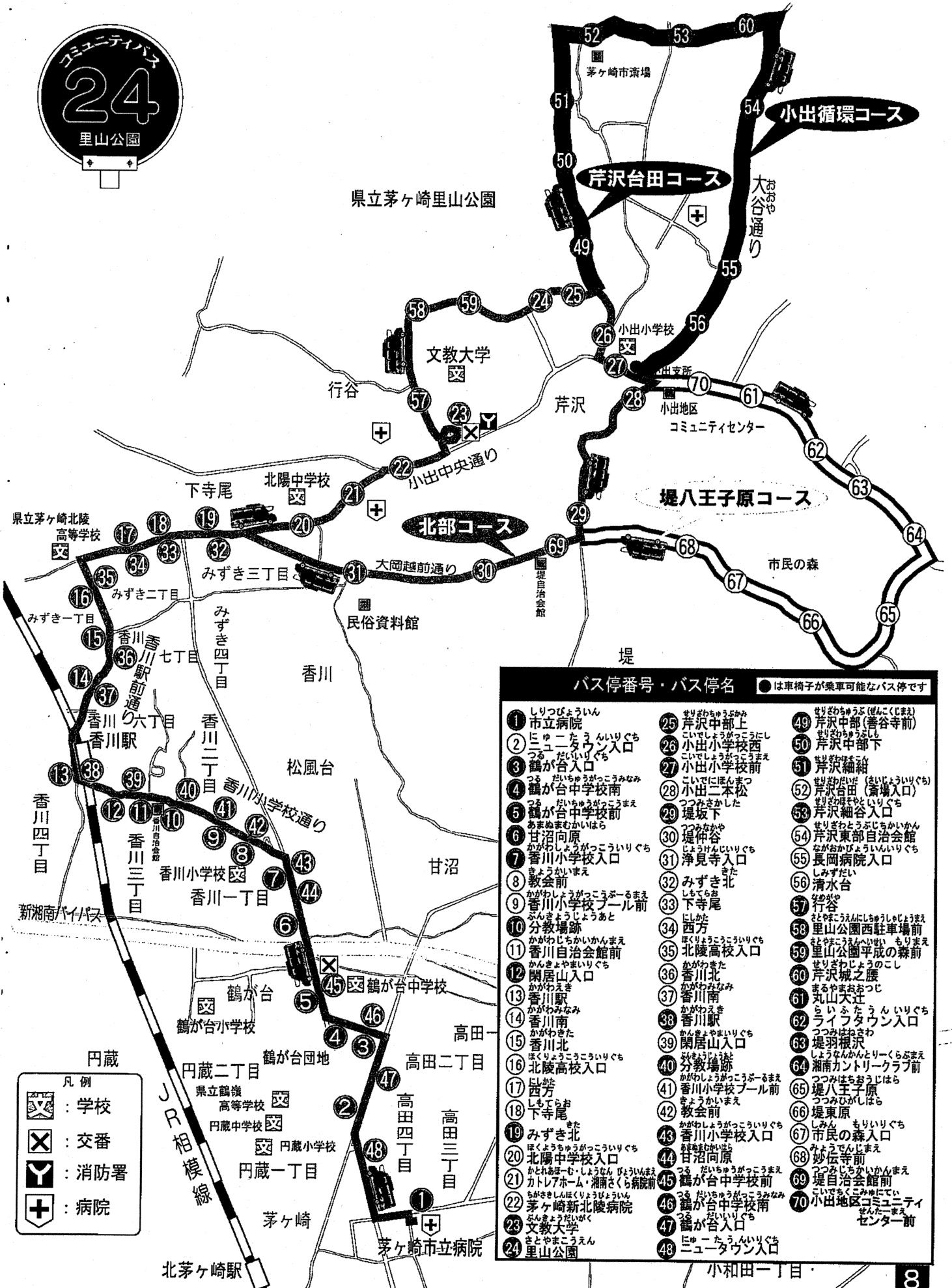
コース内の主な施設

茅ヶ崎市の市外局番: 0467

■ 市立病院	本村5-15-1	電話(52)1111	■ 茅ヶ崎市斎場	芹沢1700	電話(53)1505
■ 香川駅	香川5-1-1	電話(87)7561	■ 小出地区	堤1948-1	電話(54)6525
■ 県立茅ヶ崎里山公園	芹沢1030	電話(50)6058	■ コミュニティセンター		
■ 小出支所	芹沢888	電話(51)0005	■ 民俗資料館	堤3882ほか	



県立茅ヶ崎里山公園



バス停番号・バス停名 ●は車椅子が乗車可能なバス停です

1 市立病院	25 芹沢中部上	49 芹沢中部 (善谷寺前)
2 ヒューマン入口	26 小出小学校西	50 芹沢中部下
3 鶴が台入口	27 小出小学校前	51 芹沢糺結
4 鶴が台中学校南	28 小出二本松	52 芹沢台田 (斎場入口)
5 鶴が台中学校前	29 堤坂下	53 芹沢細谷入口
6 甘沼向原	30 堤仲谷	54 芹沢東部自治会館
7 香川小学校入口	31 浄見寺入口	55 長岡病院入口
8 教会前	32 みずき北	56 清水台
9 香川小学校プール前	33 下寺尾	57 行谷
10 分教場跡	34 西方	58 里山公園西駐車場前
11 香川自治会館前	35 北陵高校入口	59 里山公園平成の森前
12 閑居山入口	36 香川北	60 芹沢城之腰
13 香川駅	37 香川南	61 丸山大辻
14 香川南	38 香川駅	62 ライフタウン入口
15 香川北	39 閑居山入口	63 堤羽根沢
16 北陵高校入口	40 分教場跡	64 湘南カントリークラブ前
17 西方	41 香川小学校プール前	65 堤八王子原
18 下寺尾	42 教会前	66 堤東原
19 みずき北	43 香川小学校入口	67 市民の森入口
20 北陽中学校入口	44 甘沼向原	68 妙伝寺前
21 カトレホーム・湘南さくら病院前	45 鶴が台中学校前	69 堤自治会館前
22 茅ヶ崎新北陵病院	46 鶴が台中学校南	70 小出地区コミュニティセンター前
23 文教大学	47 鶴が台入口	
24 里山公園	48 ニュータウン入口	

凡例

- : 学校
- : 交番
- : 消防署
- : 病院



東部循環市立病院線の利用詳細



東部循環市立病院線

小和田・松浪コース



運行時間は、市立病院発7:12~15:52です。



大人

運賃は大人200円、小児100円、お客様1人に対し、幼児（1歳から6歳未満）を同伴した場合、2人までを無料とし、3人以上は有料として小児運賃を申し受けます。（幼児の単独乗車は小児運賃を申し受けます。）



小児

身体障害者等割引運賃適用の方は、運転士に手帳等をお見せいただくと、大人100円、小児50円になります。

また、身体障害者等の方に付き添いの方は、100円となります。



1周44分で、午前3便、午後3便、計6便で運行しています。

松が丘コース



運行時間は、市立病院発7:00~19:50です。



運賃は右表示のとおりとなります。
お客様1人に対し、幼児（1歳から6歳未満）を同伴した場合、2人までを無料とし、3人以上は有料として小児運賃を申し受けます。（幼児の単独乗車は小児運賃を申し受けます。）
身体障害者等割引運賃適用の方は、運転士に手帳等をお見せいただくと、右表示の括弧のとおりとなります。

200円（障害者、小児100円、小児障害者50円）		
150円 （障害者、小児80円、 小児障害者40円）	200円 （障害者、小児100円、 小児障害者50円）	150円 （障害者、小児80円、 小児障害者40円）
① 市立病院	⑤ 茅ヶ崎駅南口	⑦ 徳洲会病院前
⑧ 東原	⑩ 菱沼海岸南	⑫ 平和学園前
⑬ 若松町	⑭ 徳洲会病院前	⑮ 茅ヶ崎駅南口
⑰ 徳洲会病院前	⑱ 本村二丁目	⑲ 本村五丁目
⑳ 市立病院		



1周49分で、午前5便、午後7便、計12便で運行しています。



えぼし号の乗継について



～市立病院での「えぼし号」他ルートへの乗継について～

○東部循環市立病院線 小和田・松浪コース

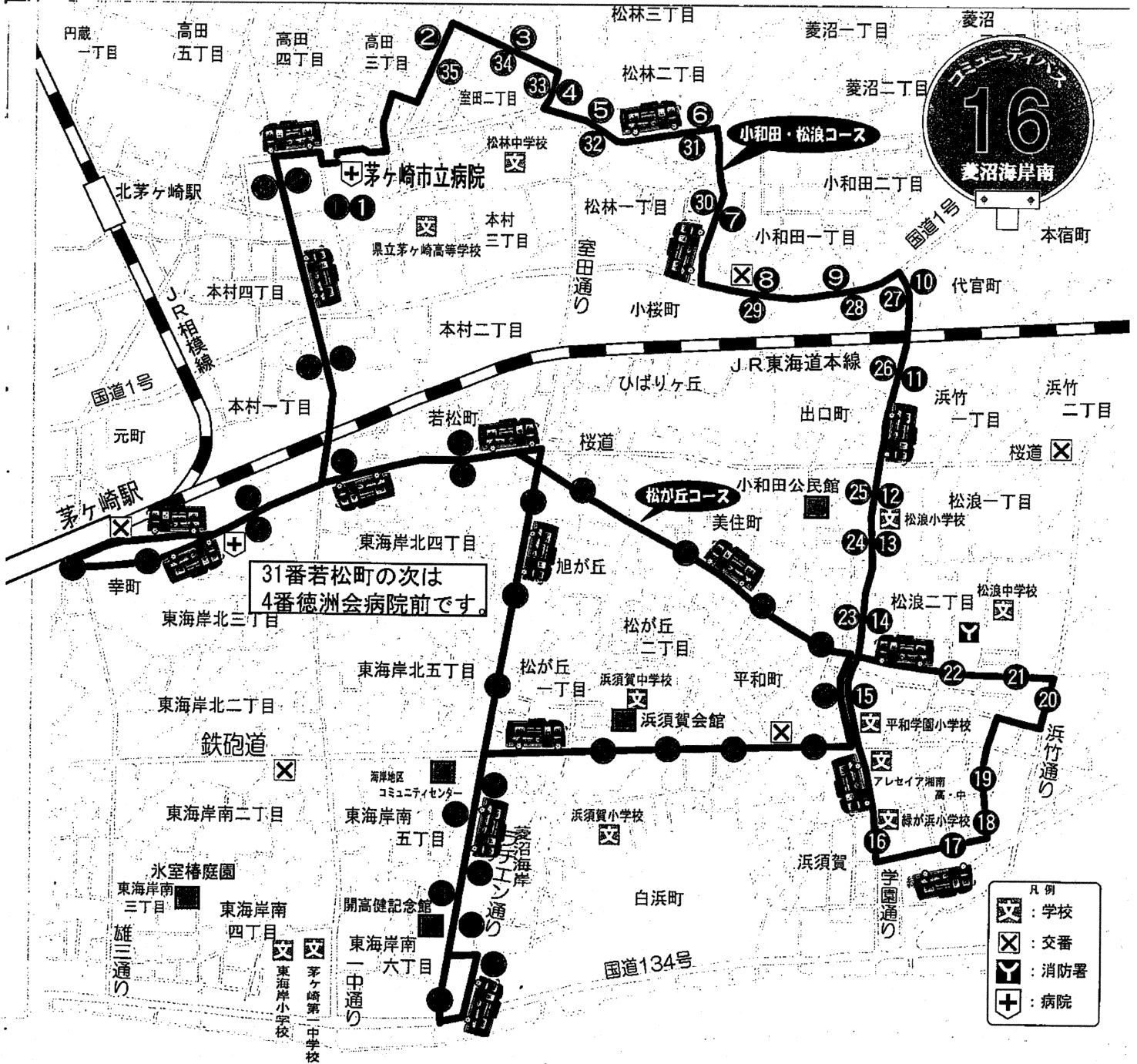
東部循環市立病院線 小和田・松浪コースから、他のルート（中海岸南湖循環市立病院線・北部循環市立病院線・鶴嶺循環市立病院線）もしくは東部循環市立病院線 松が丘コースへコミュニティバスを乗り継ぐ方は、市立病院で降車する際、運転士から「乗継券」（当日のみ有効）を受け取り、他のルートにご乗車する時に乗継券を運賃箱に入れてください。

○東部循環市立病院線 松が丘コース

東部循環市立病院線 松が丘コースから、他のルート（中海岸南湖循環市立病院線・北部循環市立病院線・鶴嶺循環市立病院線）もしくは東部循環市立病院線 小和田・松浪コースへコミュニティバスを乗り継ぐ方は、市立病院で降車する際、運転士から「乗継券」（当日のみ有効）を受け取り、他のルートにご乗車する時に乗継券を運賃箱に入れてください。

ただし、バス停31「若松町」の次の4「徳洲会病院前」、5「茅ヶ崎駅南口」、6「幸町」、7「徳洲会病院前」、32「本村二丁目」、33「本村五丁目」で乗車された方で、他のルートへ乗り継ぐ方は、乗継券と大人50円、小児20円（身体障害者等割引運賃適用の方は大人20円、小児10円）を運賃箱に入れてください。

また、中海岸南湖循環市立病院線の【本村五丁目、本村二丁目、徳洲会病院前、茅ヶ崎駅南口、幸町】では降車できません。



バス停番号・バス停名			●は車椅子が乗車可能なバス停です			
松が丘コース	1	市立病院	12	松が丘一丁目	25	浜須賀入口
	2	本村五丁目	13	松が丘緑地	26	平和学園前
	3	本村二丁目	14	菱沼海岸	27	平和町北
	4	徳洲会病院前	15	開高健記念館	28	教会前
	5	茅ヶ崎駅南口	16	菱沼海岸南	29	松が丘二丁目北
	6	幸町	17	茅ヶ崎ゴルフ倶楽部前	30	旭が丘
	7	徳洲会病院前	18	開高健記念館	31	若松町
	8	東原	19	東海岸南五丁目	32	本村二丁目
	9	若松町	20	松が丘二丁目	33	本村五丁目
	10	ラ子エン通り旭が丘	21	浜須賀小学校入口		
	11	松が丘郵便局	22	平和町		
小和田・松浪コース	1	市立病院	13	松浪小学校	25	小和田公民館入口
	2	高田三丁目	14	美住町交差点北	26	松浪自治会館前
	3	室田二丁目	15	平和学園前	27	佐仁原
	4	松林三丁目	16	緑が浜小学校前	28	西小和由
	5	松林二丁目	17	緑が浜	29	小和由交番前
	6	松林一丁目	18	茅ヶ崎学園前	30	松林一丁目
	7	小和由交番前	19	富士見町南	31	松林二丁目
	8	西小和由	20	常盤町	32	松林三丁目
	9	西小和由	21	松浪中学校入口	33	室田二丁目
	10	佐仁原	22	富士見町北	34	室田三丁目
	11	松浪自治会館前	23	美住町交差点北	35	高田三丁目
	12	小和田公民館入口	24	松浪小学校		

3 コース内の主な施設

■ 市立病院	本村5-15-1	電話 (52) 1111	■ 海岸地区	東海岸北5-16-20	電話 (82) 6618
■ 開高健記念館	東海岸南6-6-64	電話 (87) 0567	■ コミュニティセンター		
■ 小和田公民館	美住町6-20	電話 (85) 8755	■ 浜須賀会館	松が丘2-8-63	電話 (87) 1101



茅ヶ崎市
お問い合わせ先 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
(0467) 82-1111 都市部都市政策課

このパンフレットは再生紙を利用しています

茅ヶ崎市コミュニティバス等調査業務

報告書

平成21年3月

茅 ヶ 崎 市
八千代エンジニアリング株式会社

(2) 交通空白地域の改善状況

- 半径 100m のえぼし号バス停勢圏では、交通空白地域面積は 12.39km² となり約 7.5%の改善が図られたとの結果になる。
- 半径 300m 勢圏での交通空白地域面積は 8.87km² となり 33.8%の改善が図られたとの結果になった。
- 図 4-1 に示したように、えぼし号 300m バス停勢圏では北部地域での大幅な改善がみられる。
- 東海道線以南の地域では概ね交通空白地域は改善されている。

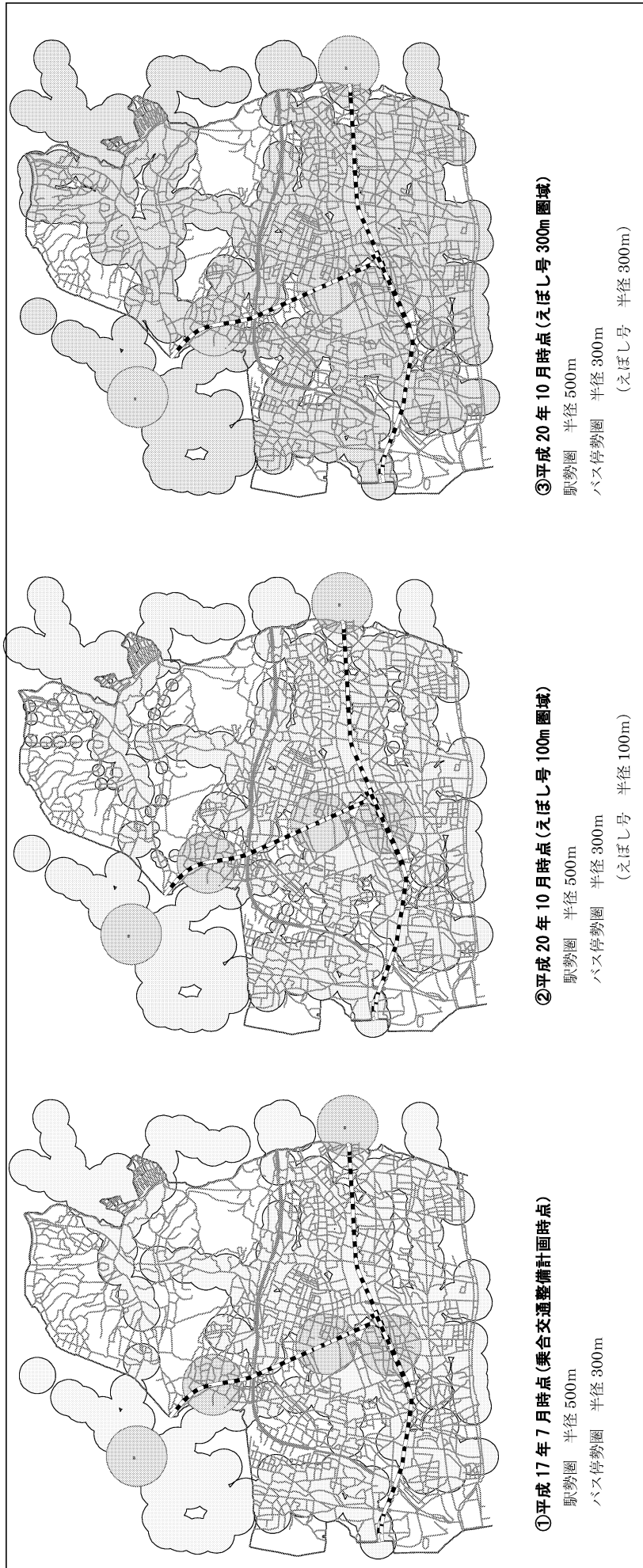


図 2-6 交通空白地域改善状況の比較

コミュニティバスえほし号で訪ねる

夫
目
が
無
牙
う
茅ヶ崎

桜

見頃 3月下旬～4月上旬

国指定史跡

きゅうさがみがわきょうきやく 旧相模川橋脚

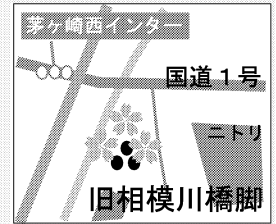


源氏、桜花の時代の記憶

国指定史跡の旧相模川橋脚。
1198年に、源頼朝の重臣稲毛三郎重成が亡妻供養のために相模川に架けた橋といわれています。
水面に映った桜や浮かぶ花びらは興味深いです。

最寄りバス停
鶴嶺循環市立病院線
22番 宮ノ前
徒歩10分

所在地
下町屋1-551-2



ちゅうおうこうえん 中央公園



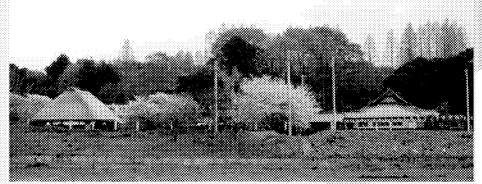
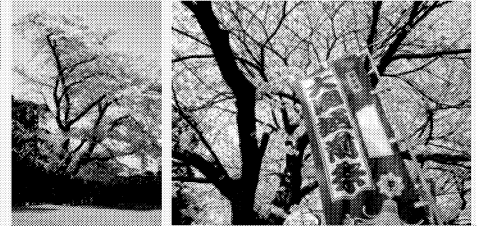
じょうけんじ みんぞくしりょうかん 浄見寺・民族資料館

桜 咲く時、祭が開かれる

茅ヶ崎で一、二を争う桜の名所。
4月は大岡越前祭が開催されます。

最寄りバス停
北部循環市立病院線
31番 浄見寺入口
徒歩3分

所在地
堤4330 外

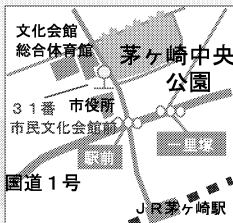


春だけ開通 桜のトンネル

茅ヶ崎駅からほど近い中央公園は、ソメイヨシノやヤマザクラが4月上旬頃に満開となります。北側道路に面した桜のトンネルは一見の価値あります。

最寄りバス停
鶴嶺循環市立病院線
3番、31番
市民文化会館前
徒歩0分

所在地
茅ヶ崎2-2077 外



ひろば さくら広場

パナソニック(株)
エナジー社



さくら広場のご案内

入園料：無料
通常開園時間
3/1～10/31
9:00～17:00
(入園は16:30まで)

11/2～2月末
9:00～16:00
(入園は16:00まで)

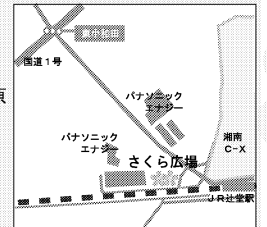
休園日
日曜日、祝祭日
年末年始

建築家 安藤忠雄氏 設計 桜の空間

総面積約6,000[m²]、ソメイヨシノ91本を配した桜の公園。一面にシバサクラが咲き誇った姿は圧巻です。

最寄りバス停
東部循環市立病院線
小和田・松浪コース
10番、27番 伍仁原
徒歩13分

所在地
本宿町11-66



椿

見頃：2月下旬～3月下旬

ひむろ つばきていえん

氷室椿庭園

椿の名 その麗姿を示す

氷室椿庭園には、椿や松など1,300本におよぶ庭木類が植えられています。

椿は、この庭園で作りに出された品種も含め、約250種もあり、一見の価値あります。椿の名とともに楽しみいただけます。



氷室雪月花

氷室椿庭園のご案内

入園料：無料
開園時間：9:00～17:00
休園日

月曜日(月曜が祝日の場合、その翌日が休園日)
12月29日から1月3日
※3月は休園日なし



最寄りバス停
中海岸南湖循環市立病院線
4番 恵泉幼稚園前
徒歩7分

所在地
東海岸南3-2-41



黒椿

大和冠

里山

けんりつ ちがさき さとやま こうえん
県立茅ヶ崎里山公園

春を彩る花や木 この里山に集う

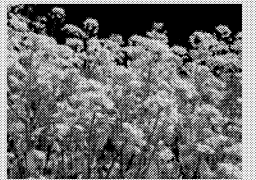
ハナモモ、ヤマザクラ、ナノハナ、タンポポなどが茅ヶ崎里山公園の春を彩ります。また、春だけでなく一年を通じて、自然を楽しむこともできます。

他に、農業や四季折々の歳時記などを体験することもできます。

-  ハナモモ
-  ヤマザクラ
-  ナノハナ
-  タンポポ



ナノハナと桜



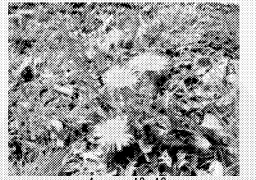
ナノハナ



ヤマザクラ



ハナモモと富士山



タンポポ



ハナモモ

県立茅ヶ崎里山公園 春の花ガイド

最寄りバス停
 北部循環市立病院線
 24番 里山公園
 徒歩0分

駐車場
 東駐車場 42台 (8:30~18:00)
 西駐車場 普通車 171台
 臨時駐車場 113台
 身障者用 14台
 (9:00~18:00)

所在地 芹沢1030

海

ちがさき うみ
茅ヶ崎の海

透明感のある春の海

茅ヶ崎と言えば、「海」。
 春、晴れた日の青い空と透明感のある海は盛観です。

夏以外の茅ヶ崎海岸も一見の価値あります。4月には、サザンビーチで湘南祭が開催されます。



サザンビーチちがさきに訪れるなら

最寄りバス停
 中海岸南湖循環市立病院線
 9番 サザンビーチ
 徒歩2分



海から真っ直ぐにえぼし岩を見るなら

最寄りバス停
 東部循環市立病院線
 松が丘コース
 16番 菱沼海岸
 17番 ヘッドランド



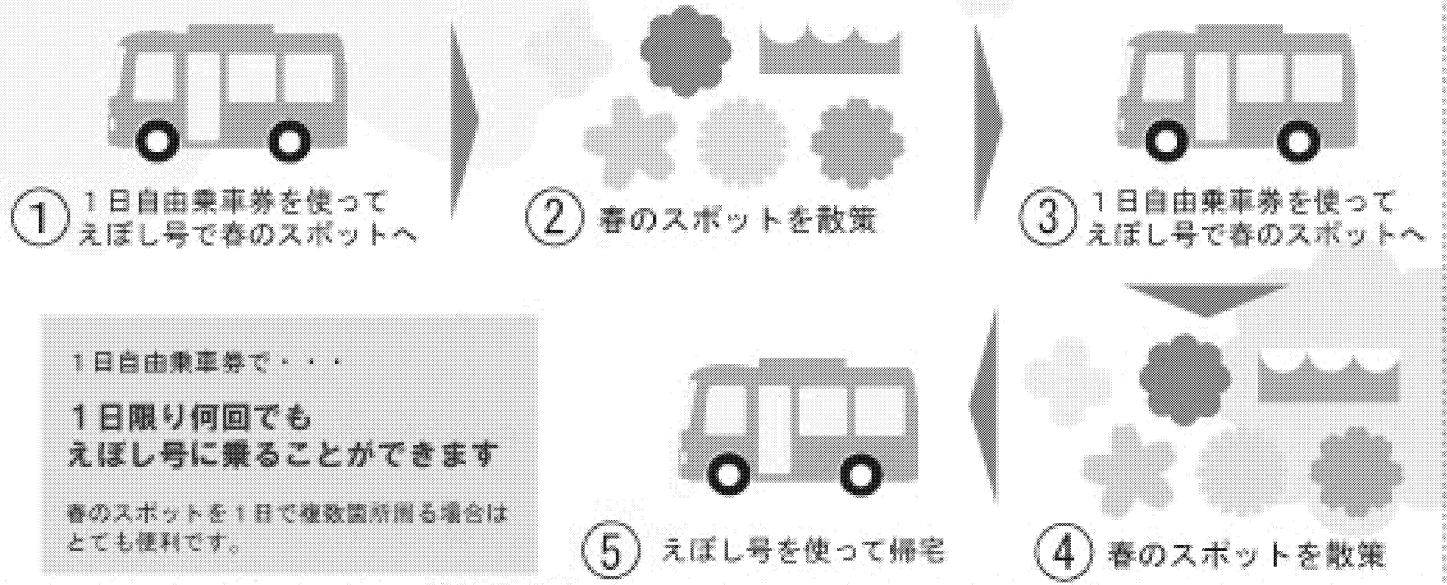
イベントについて

★ イベント内容 ★

このイベントは、コミュニティバスえぼし号に乗って行くことができる、春のスポットを紹介しています。春のスポットを訪れる際に1日自由乗車券を使うと、お得ですので、ぜひご利用になってください。

イベント期間：2010年3月15日[月]～2010年5月15日[土]

例：1日自由乗車券のお得な利用の仕方



● 1日自由乗車券販売場所 ●

えぼし号車内
神奈川中央交通茅ヶ崎営業所
神奈川中央交通茅ヶ崎営業所茅ヶ崎駅前サービスセンター

1日自由乗車券

大人：500円
小児：250円

身体障害者等割引運賃適用の方は、手帳等をお見せいただくと大人250円、小児130円となります。

● 花の見頃 ●

	2月			3月			4月			5月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
椿			●	●	●	●						
桜												
ナノハナ												
ハナモモ				●	●	●	●	●	●	●	●	●
タンポポ				●	●	●	●	●	●	●	●	●

注意事項
気象状況によって、花の見頃が、ずれる可能性があります。
正確な花の状況について、下記の担当部署にお問い合わせいただくことをお勧めします。

お問い合わせ先 一覧

お問い合わせ項目	担当部署	連絡先
コミュニティバスえぼし号	茅ヶ崎市 都市部 都市政策課 交通計画担当	TEL 0467-82-1111 FAX 0467-87-8277 MAIL toshi-seisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp
水室椿庭園	茅ヶ崎市 都市部 公園みどり課 公園みどり担当	TEL 0467-82-1111 FAX 0467-87-8277 MAIL kouen@city.chigasaki.kanagawa.jp
市内の桜に関する情報	茅ヶ崎市 市民経済部 産業振興課 観光担当	TEL 0467-82-1111 FAX 0467-87-2616 MAIL sange@city.chigasaki.kanagawa.jp
県立茅ヶ崎里山公園	(財)神奈川県公園協会 県立茅ヶ崎里山センター	TEL 0467-80-6058

平成20年度に実施したアンケート及びグループインタビューで多かった意見について
(鶴嶺循環市立病院線)

1 まとめ

- ・ 優先的に改善してほしい点としては、行き先、運行ルートが多く、所要時間や循環方式に関する意見も多くありました。
- ・ 循環が大きすぎる（行きと帰りで所要時間が違いすぎる）ことへの改善策として逆方向循環の設定（双方向循環とする）か2路線への分割を望む意見が多くありました。
- ・ 茅ヶ崎駅への乗り入れを他の交通手段から転換するための必要条件とする意見がありました。茅ヶ崎駅ロータリーまで乗り入れないまでも、国道一号線よりも茅ヶ崎駅近くまで乗り入れてほしいという意見がありました。

2 意見抜粋

- ・ 逆回りもあればいいのにと思っています。
- ・ 茅ヶ崎駅北口にバス停を作ってほしい。
- ・ 駅付近まで行ってくれとありがたいです。
- ・ 路線が長すぎる様に感じる。循環なので逆コースに行きたい人には利用価値がない。往復式にしてほしい。
- ・ 病院からの帰宅コースが長すぎる。
- ・ 逆回りもあるともっと使いやすくなる。
- ・ もう少し駅に近くまで行ってほしい。
- ・ 北口に行かないのが一番の原因。
- ・ 駅、公共施設への利用がしやすいことが最も重要。
- ・ 距離の長い路線の循環は時間がかかってしまう。
- ・ 時間がかかりすぎる。
- ・ 茅ヶ崎駅北口に停車すると乗客が増えると思います。
- ・ 逆ルートもあった方が利用しやすいです。
- ・ 行きたい場所は茅ヶ崎駅方面。鶴嶺循環がもしジャスコ東のバス停を起点に逆回りも運行すれば朝の利用価値はあると思う。
- ・ 茅ヶ崎駅北口行きのコミュニティバスがあれば利用者は増えると思う。
- ・ ほとんどの線で茅ヶ崎駅もしくは辻堂駅に接点がないのはダメ。利用者が伸びないのは駅に着かないからではないか。
- ・ 茅ヶ崎駅北口行きを作ってほしい。
- ・ 茅ヶ崎駅に出るのに便利になると期待していた。駅まで行かれたら利用者はもっと増えると思う。帰宅時に茅ヶ崎駅北口からコミュニティバスに乗れたらほっとすると思う。
- ・ 駅に接続することが必須。
- ・ 帰路が遠回りすぎる。

- ・ 逆回りがなければ乗ることはない。
- ・ 循環ならばもっとコンパクトにしてほしい。
- ・ 駅前まで行ってほしい。
- ・ 駅まで行ければよい。
- ・ 駅に行かないのが問題。
- ・ 大きく回る路線なので遠回りになり時間がかかる。
- ・ 循環が一方向なのが問題。双方向で運行してほしい。
- ・ 通勤時間に多くの駅行きのバスを作ってほしい。
- ・ 駅直近までは無理でも、国道は横断してほしい。ヤマダ電機あたりで乗降できないか。
- ・ 一方向の循環なので、ジャスコで買い物をした際に、帰りに利用しづらい。
- ・ 双方向でないのが問題。両回りにするべき。
- ・ コースが長い。病院まで行くのに1時間くらいかかる。
- ・ 駅まで結んでほしい。
- ・ 一方通行だと帰るとき困る。
- ・ 駅～病院も利用が増えるのでは。
- ・ 一里塚を通したらどうか。
- ・ 固定客を掴む（駅まで）。

